

教員のための留学生受入れの手引き (2013 年度改訂版)



留学生センター・国際機構支援室留学生係

目次

チェックリスト	1
(1) 渡日支援サポートを受ける場合	1
(2) 渡日支援サポートを受けない場合	1
 I 章 渡日前	4
1. 外国人留学生について	4
(1) 外国人留学生の定義	4
(2) 外国人留学生の種類	4
2. 国費留学生について	4
(1) 国費留学生の区分	4
(2) 国費留学生の採用方法	5
(3) 国費留学生の受け入れに関する注意事項	9
3. 私費外国人留学生について	11
(1) 外国政府派遣留学生	11
(2) 私費外国人留学生	12
4. 留学生の短期受入について	12
(1) 研究生（大学院レベル）	12
(2) 短期留学プログラム	18
5. 入学試験及び手続きに関する照会について	22
(1) 入試課担当	22
(2) 国際機構支援室留学生係担当	22
(3) 各事務部学務係担当	22
 II 章 在学中	23
1. 在留カードに係る諸手続き	23
2. 国民健康保険について	24
3. 各種保険制度について	25
(1) 国民健康保険	25
(2) 学生教育研究災害傷害保険「学研災」及び学生健康保険組合	25
(3) 学生総合共済及び学生賠償責任保険	25
(4) 留学生住宅総合補償	26
4. 健康診断について	26
5. 相談体制について	27
(1) 留学生センター	27
(2) 保健管理センター学生相談室	27
(3) なんでも相談室—よるまっし	27
(4) アドバイジング	27
(5) 日本語相談	27
(6) 就職相談	28

(7) ハラスメント相談窓口	28
6. 宿舎について	28
(1) 金沢大学 宿舎一覧	28
(2) 学外の宿舎	29
(3) 一般の民間アパート	29
7. 奨学金について	30
(1) 国費	30
(2) 民間団体による奨学金	30
(3) (財) 交流協会奨学金	30
8. 授業料免除について	31
9. アルバイトについて：資格外活動許可手続	31
10. 就職情報について	32
(1) 就職支援室	32
(2) 就職指導担当教員	32
11. 一時出国をする場合	32
(1) 入国管理局への申請	32
(2) 大学への届け	32
12. 日本語教育について	33
(1) 総合日本語プログラム	33
(2) 日本語研修コース	33
13. チューター制度について	33
14. 在学中の国費留学生の手続等について	33
(1) 国費奨学金支給期間延長	33
(2) 帰国旅費申請	33
(3) 国費外国人留学生の辞退	34
15. 各種生活情報について	34
(1) 外国語による医療機関案内	34
(2) 外国人のための法律相談	34
(3) 外国人在留総合インフォメーションセンター	35
(4) その他の生活情報	35
 III章 卒業・修了から帰国後	 38
1. 帰国後のフォローアップ	38
(1) 帰国外国人留学生短期研究制度	38
(2) 帰国外国人留学生研究指導事業	38
(3) Japan Alumni eNews	38
 IV章 Q & A	 39
Q 1 留学生から受け入れてほしいという申し出があったが、どうしたらよいでしょうか。	39

Q 2	留学生用の宿舎に入居できるかどうか外国人学生から問い合わせがあった。本学に入学すれば、宿舎は提供されますか。	40
Q 3	入学したいが奨学金はもらえるかとの問い合わせがあったが、どう答えたらよいでしょうか。	41
Q 4	在学中の留学生が、アパートに住むこととなったので、連帯保証人になってほしいと依頼してきた。どうしたらよいでしょうか。	42
Q 5	大学推薦国費留学生として入学した学生が、進学するにあたり、他大学への進学希望を伝えてきた。この場合、国費は引き続き支給されますか。	42
Q 6	留学生が、日本語研修を受けたいと伝えてきた。どうしたらよいですか。 ..	42
Q 7	国費研究留学生で大学院の正規課程に在籍している者が、奨学金支給期間内に一定期間他国（母国も含め）で勉強したいと申し出てきました。学位は日本で取得したいとのことですが、どのように取扱えばよいですか。	43
Q 8	外国人留学生から、休学をしたいという申し出がありました。どのように取り扱えばよいでしょうか。	43
Q 9	外国人留学生に事故等が生じた場合、どのように対処したらよいですか。 ..	44
Q 10	科目等履修生として入学したい。どのように対処したらよいですか。	45
Q 11	卒業後、日本で就職活動をしたい。どのように対処したらよいですか。	45
Q 12	病気になったのですが、どのような援助がありますか。	46
V章 私費留学生のための奨学金案内		47
1.	民間奨学金及び国費国内採用の申請について	47
(1)	大学から推薦する民間奨学金	47
(2)	直接応募の民間奨学金（大学からの推薦を必要としない奨学金）	47
2.	民間団体等奨学金一覧	49
(1)	大学から推薦される民間団体等奨学金一覧	49
(2)	直接応募する（大学からの推薦数が決まっていない）民間団体等奨学金一覧	52

チェックリスト

（１）渡日支援サポートを受ける場合

国際機構支援室留学生係では、在留資格「留学」で金沢大学に入学する留学生に対して、渡日支援業務をおこなっています。ただし、対象者は各事務部学務係を通して事前に申し込みがあった学生に限ります。

渡日支援業務として、行っているものは以下の通りです。

渡日前

- ・在留資格認定証明書を入国管理局金沢出張所で申請（国費除く新規渡日留学生）
- ・在留資格認定証明書を渡日予定の留学生へ送付（国費除く新規渡日留学生）
- ・渡日する日時の把握
- ・宿舍の確保（大学宿舍，民間を希望する場合は生協を紹介）
- ・金沢大学への行き方の説明
- ・空港から大学までの送迎バスの手配（希望者向け）
- ・留学生へ渡日直後のスケジュール案内
- ・指導教員へ留学生の渡日予定・宿舍連絡

渡日直後

- ・住民登録（市役所）手続きサポート（希望者向け）
- ・全学生生活オリエンテーション

（２）渡日支援サポートを受けない場合

先生が直接支援される際は、以下の手続きが必要となります。

渡日前

国費	私費	チェック事項
	☐	☐ 受入の種類を留学生に説明（研究生，正規生）
	☐	☐ 事務部学務係へ連絡して，学類内の手続きを確認
	☐	☐ 在留資格認定証明書を入国管理局金沢出張所で申請（新規渡日留学生）
	☐	☐ 在留資格認定証明書を渡日予定の留学生へ送付
	☐	☐ 在留資格「留学」の取得確認
☐	☐	☐ 渡日する日時の把握
☐	☐	☐ 宿舍の確保
☐	☐	☐ 金沢大学への行き方の説明

渡日直後

国費	私費	チェック事項
	☐	☐ 留学ビザへの切り替え（渡日済留学生で在留資格「留学」以外で滞在している者）
☐	☐	☐ 宿舍・アパートの入居手続き
☐	☐	☐ 留学生住宅総合補償の加入（学務係）
☐	☐	☐ 民間アパート連帯保証人確保のための機関保証手続き（学務係）
☐	☐	☐ 水道，電気，ガス，電話などの手続き
☐	☐	☐ 住民登録（市役所・役場等）※必須
☐	☐	☐ 国民健康保険加入（市役所・役場等）※必須
☐	☐	☐ 銀行口座の開設（住民登録済在留カードまたは住民票（国民健康保険証）とパスポートが必要）
☐	☐	☐ 渡日・入学手続き（学務係）
☐	☐	☐ 各種オリエンテーションの出席
☐	☐	☐ 日本語講座の受講登録（希望者）
☐	☐	☐ 大学での健康診断を受診

在学中

国費	私費	チェック事項
☐	☐	☐ 資格外活動許可申請の手続き（入国管理局金沢出張所）
☐	☐	☐ アルバイト報告書（学務係・要指導教員署名）
☐	☐	☐ 民間アパート連帯保証人確保のための機関保証手続き（学務係）
☐	☐	☐ 一時帰国前に不在届を提出（学務係，要指導教員署名）
☐	☐	☐ 在留期間更新の手続き（入国管理局金沢出張所）
	☐	☐ 奨学金の申請（学務係で申請：6月又は10月） (奨学財団に直接申請分は随時掲示：申請は随時)
	☐	☐ 授業料免除の申請（希望者・学生支援課で申請：3月又は9月）
☐		☐ 国費留学生の在籍確認（学務係）
	☐	☐ 各種奨学金受給者の在籍確認（学務係）
☐		☐ 国費延長の手続き
☐	☐	☐ ゴミ分別処理の徹底
☐	☐	☐ 任意保険加入の徹底（バイク・自動車の運転をする留学生に対して）
☐	☐	☐ 国民健康保険料の助成金の申請（学務係）

帰国前

国費	私費	チェック事項
○	○	□「金沢生活ガイドブック（金沢大学発行）」で、帰国前チェックリストで各種手続きを確認
○		□帰国旅費の申請（学務係）
○	○	□アパート等退去1ヶ月前までに、退去手続き（家賃，ガス，水道，携帯電話の解約等）
○	○	□卒業証明書や学位証明書の領事認証（必要な留学生のみ）
○	○	□国民健康保険証の返却（市役所）
○	○	□銀行口座の解約
○	○	□図書館の本の返却
○	○	□帰国後の請求書の処理（携帯電話等）
○	○	□ゴミの後始末
○	○	□在留カードの返却（空港での出国手続きの際）

I 章 渡日前

1. 外国人留学生について

(1) 外国人留学生の定義

外国人留学生とは、我が国の大学・大学院において教育をうける外国人留学生で、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により在留する者をいいます。

例えば、「家族滞在」、「日本人の配偶者」、「定住者」などの在留資格をもっている外国籍の学生は、外国人留学生ではありませんので、「留学」の在留資格のある学生を対象としている奨学金への申請などは対象外となります。

(2) 外国人留学生の種類

1) 奨学金による区分

①国費外国人留学生

日本政府（文部科学省）奨学金を受給している学生。

②私費外国人留学生

上記①の国費を受給していない学生。

＊日本学生支援機構からの奨学金（学習奨励費）を受給していても、区分は「私費」です。

＊本国政府からの奨学金を受給している学生は、私費（外国政府派遣留学生）となります。

例）マレーシア、タイ、エジプト、サウジアラビア等

2) 身分による区分

①正規生：学域生，修士，博士前期，博士，博士後期等，学位取得を目指す学生

②非正規生：研究生，特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生

2. 国費留学生について

(1) 国費留学生の区分

「国費留学生」とは、日本国政府文部科学省奨学金受給者のことを指します（日本学生支援機構の学習奨励費受給者は含みません）。

本学では、次の表の区分の国費留学生を受け入れています。文部科学省から大学に受入れ依頼があります。

国費留学生の区分	本学での在籍身分
学部留学生	学域生
日韓共同理工系学部留学生 (日本政府負担)	学域生（理工学域）

日本語・日本文化研修留学生	特別聴講学生，科目等履修生（留学生センター）
研究留学生	日本語研修生（留学生センター） 研究生 大学院博士前期課程 大学院博士後期課程 大学院修士課程 大学院博士課程

（２）国費留学生の採用方法

①大使館推薦，②大学推薦（一般枠と国費留学生の優先配置を行う特別プログラム枠）及び③国内採用の３つの採用方法があります。

① 大使館推薦

大使館推薦とは，海外から直接応募するもので，在外日本公館を通じて応募し，文部科学省へ推薦を経て，採用される方法です。

申請・選考の方法	本学入学時の在籍身分等
○ 外国人が直接，在外日本大使館等から申請書を入手し，必要書類を整えて提出をします。 ○ 日本国大使館で，第１次選考がなされます。第１次選考合格者が，希望する日本の大学に対して，８月末までに大学院生又は非正規生（研究生等）としての受入内諾の交付依頼を行います。その後，文部科学省で選考され，採用が決定されます。 ○ 配置大学は，申請時の本人の希望及び予定の指導教員からの受入内諾書（Letter of Acceptance）を参考にして決定され，日本語予備教育が必要かどうか併せて，文部科学省から大学へ受入依頼がきます。	○学域生 ○日本語・日本文化研修留学生 ○教員研修生 ○日本語研修生 ほとんどの大学院レベルの学生は，６ヶ月間の日本語予備教育が必要と判断され，留学生センターで日本語を学びます。その後，希望大学に進学します。 ○研究生 日本語研修が不要の場合は，研究生として，入学します。

大使館推薦は，大学に文部科学省から通知があるまで，どの留学生が配置されるか把握できません。文部科学省からの通知を受けて，各教員に国費留学生の受入の依頼をします（１１月から１２月頃）。受入内諾書を交付しても，最終的に受入依頼がないこともあります。

○国費外国人留学生（研究留学生：大使館推薦） 募集・選考年間スケジュール

時期	募集・選考過程	担当
3 月	募集要項及び試験問題等の発送	文部科学省
3 月～4 月	↓ 募 集	在外公館
5 月～6 月	↓ 第 1 次 選 考	在外公館
6 月	↓ 希望大学に対する受入れ依頼開始	候補者
8 月	↓ 内 諾 書 等 取 得	候補者
1 0 月	↓ 第 2 次 選 考	文部科学省
1 1 月	↓ 大 学 と 受 入 協 議	文部科学省
翌年 2 月	↓ 採 用 通 知	文部科学省
翌年 4 月 1 0 月	↓ 渡 日 ↓ 希望大学に対する受入れ依頼開始 ↓ ↓ ↓ 大学院入学	採用者 大 学
	↓ 日本語教育 ↓ 大学院入学	

※（３）国費外国人留学生の受入に関する注意事項もご覧下さい。

※中国赴日本国留学生（中国・長春で日本語の予備教育を受けた後、日本の大学院へ進学を希望する留学生）の合格者については、通常の日程とは異なっているため、１１月頃から順次受入れ依頼があります。

② 大学推薦

海外から大学間交流等により渡日する外国人留学生を受入大学からの推薦により、国費外国人留学生に採用する制度です。

i) 一般枠

主に協定校からの学生を推薦するものです。採用人数は、若干名です。

ii) 特別枠

文部科学省が、各大学に国費外国人留学生を優先的に配置する（大学に一定の特別枠を保障し、大学がその枠内で採用する外国人留学生に対して、文部科学省が奨学金等を負担する、すなわち国費外国人留学生として採用する）ものです。

☆文部科学省への推薦の時には、「一般枠」と「特別枠（国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム）」への併願は不可です。

申請方式	一般枠	特別枠
募集形態 及び 出願資格	1) 大学間等交流協定に基づき相手国大学から公式に推薦を受けた者。 2) 本学と交流実績（交流実績には、組織間交流以外の交流も含む）のある外国の大学の学長又は部科長相当以上の者からの公式の推薦を受けた者。 3) その他、大学等としては交流のない場合であっても、大学の教育・研究の向上に資する者として本学が推薦する者。 4) 1国当たり3名を上限とし、推薦者全体に占める割合が50%以内であること。 5) 大学院レベル、新たに海外から留学する者 6) 35才未満 ※詳細は、毎年度の募集要項を参照してください。	
対象地域	アジア（台湾，朝鮮民主主義人民共和国を除く），中近東，アフリカ，オセアニア，北米，中南米，欧州	
採用人数	若干名（定数なし）	
担当	国際機構支援留学生係 TEL 076-264-5193	

○国費外国人留学生（研究留学生：大学推薦） 募集・選考年間スケジュール

- 1 1月中旬 文部科学省からの通知
- 1 2月下旬 協定校等に募集
- 1 月下旬 募集締切（一般枠）
- 2 月中旬 国際推進会議にて推薦順位を付与し、文部科学省に推薦
- 2 月下旬 募集締切（特別枠）
- 3 月下旬 文部科学省に推薦（特別枠）
- 4 月末 文部科学省から選考結果の通知（一般枠）
- 6 月末 文部科学省から選考結果の通知（特別枠）
- 5～7月 各担当学務から各種資料を採用者に送付
- ・誓約書 → 採用者のサインをもらったものを学務係に提出
 - ・受入証明書（選考結果で通知された個人番号を含む）
 - ・航空券手配依頼書
 - ・その他の資料、書類
- 採用者は、受入証明書を持って、最寄り在外公館で留学ビザを取得する。
- ※国費外国人留学生の場合、特有の「個人番号」が文部科学省から外務本省経由で直接在外公館に連絡されるため、在留資格認定証明書は不要。
- 8～9月 宿舍の確保（「Ⅱ章 6. 宿舍について」参照）
- 1 0月 渡日

*** 大学推薦に関する注意事項**

下記の事項について候補者（応募者）に周知してください。

- 1) 大学推薦（一般枠）と大学推薦（特別枠）は、同じカテゴリー（研究留学生）なので双方の併願は認めません。
- 2) 他大学との重複申請、大使館推薦、日本学生支援機構の留学生交流支援制度との併願は認めません。
- 3) 元国費外国人留学生の再留学については、帰国後3年以上の教育・研究等の経験のある者であること。ただし、日本語・日本文化研修留学生及び日韓共同理工系学部留学生については、3年以内であっても差し支えありませんが、大学学部を卒業し、日本の大学院への入学資格を有している者であることが要件となります。
- 4) 次に掲げる者については採用されません。
 - (ア) 現役軍人又は軍属の資格の者
 - (イ) 指定の期日に渡日できない者
 - (ウ) 日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関含む）から奨学金等を併給される者
- 5) 大学推薦による採用者は、当該大学で教育・研究指導を受けることを条件とするので、他大学への進学・転学は認められません。また、当該課程在学中は、原則として指導教員の変更も認められないので、あらかじめ候補者に周知願います。
- 6) 採用決定後の辞退がないように連絡を密にとってください。辞退があれば、翌年

度の採用数が減らされる等，大学にペナルティーが課される可能性があります。

- 7) 研究生として入学し，その後，修士課程，博士前期課程，博士課程，博士後期課程へ進学するのが一般的（ただし「延長申請」の手続きが必要）ですが，十分な能力が認められた場合，研究生の期間をとらず，試験を受けて，直接正規生として，入学することも可能です。
- 8) (3) 国費留学生の受け入れに関する注意事項もご覧下さい。

③ 国内採用

国内採用とは，本学に在学している私費外国人留学生の中から，大学の推薦により国費外国人留学生として採用するものです。

国内採用に推薦されるためには，6月に募集される金沢大学私費外国人留学生奨学生候補者に申請してください。各部局推薦順位及び，国際推進会議による面接等で，推薦する留学生を学内選考し，文部科学省に推薦します。選考結果は，3月上旬頃に文部科学省から大学に通知されます。

国内採用の応募資格は，学部4年次に在籍予定の者及び大学院正規課程に在籍しているか，在籍予定の者です。

国内採用によって，国費外国人留学生に採用される人数は，予算の事情等によりますが，例年きわめて少ない人数です。

(3) 国費留学生の受け入れに関する注意事項

- 1) 大使館推薦での「受入内諾書 (Letter of Acceptance)」の重要性
- i) この内諾書は，実質的な入学許可です。
 - ii) まず，教員あてに論文等を送付させ，研究内容のインタビューを行って，学生が希望している研究分野が合致しているかということを確認し，専門知識等をメールのやりとりで確認する等できる限り入念な学力審査を行った後に，専攻としても受け入れ内諾を得てから「受入内諾書」を出すことが必要です。受入内諾書は，研究科長名で発行してください。教員個人名での発行はできません。
 - iii) この内諾書を文部科学省の選考委員会が，大使館推薦の留学生配置の参考にします。
 - iv) すでに「受入内諾書」を出している大使館推薦の留学生の受け入れ依頼が文部科学省からきた時点で，成績等の問題で受け入れを不可にする場合は，指導教員と留学生の間でトラブルになることがあります。
 - v) この内諾書を出す以上は，受け入れた学生が卒業するまで責任を持って指導にあたる必要があります。
 - vi) 受け入れる学生をよく知らないままにこの内諾書を出して，入学後に学力の問題が生じ，進学可否，国費の延長可否，学位の授与に関してトラブルになった事例があります。

2) 大使館推薦について

- i) 各国大使館から推薦された留学生を、文部科学省内に設置された国費外国人留学生選考会において、専攻分野ごとに、学業成績、研究計画、語学能力を総合的に判断し、「受入内諾書 (Letter of Acceptance)」を参考にしながら決定され、進学希望大学に受け入れが依頼されます。
- ii) 「受入内諾書」を出しても、必ずしも本学に配置されるとは限りません。
- iii) i)にある「依頼」は形式的であり、「受入内諾書」は実質的な大学の入学許可と見なされています。
- iv) i)の選考後に大学へ受け入れ依頼がきた際に、成績等の問題で受け入れを不可にする場合は、指導教員と留学生の間でトラブルになることがありますから、「受入内諾書」を出すのには注意が必要です。
- v) 原則、国費留学生の転学は認められませんが、大使館推薦の留学生は、真にやむを得ない場合、文部科学省に事前相談をして、認められる可能性があります。
- vi) 各国の事情により大使館から推薦される留学生の学力、資質はまちまちです。また、外交政策上の配慮や発展途上国における人材育成の観点も勘案していることも影響しています。

3) 大学推薦について

- i) 大学が各自の交流協定等に基づいて推薦を受けた学生を申請するため、留学生の受け入れ主体は大学です。
- ii) 本学での受け入れ決定後に入学を辞退することは、避けねばなりません。大学としての信用を損ない、翌年の国費留学生の大学の採用数が減らされる可能性があります。
- iii) 受け入れ指導教員としては、その学生の在学期間中は大学で教鞭をとり、指導に当たるという計画で受け入れる必要があります。
(受け入れ後に指導教員が他大学へ転出することがわかっているような場合は、当該大学の先生にお願いしてください。)
- iv) 転学は、大学推薦の留学生はいかなる場合も認められません。理由は、上記 i) にあるとおり、大学として受け入れているからです。留学生も「本学」で勉強することを条件に国費を与えられていることを認識しなければなりません。
- v) 指導教員を変更することは、原則認められていません。

4) 国費の研究生

- i) 理系と文系で奨学金の延長基準が異なりますので、注意してください。
- ii) 特に、研究生から博士課程、博士後期課程への理系の進学予定者で、研究生としての在籍期間が日本語予備教育期間を含め、通算1年を超えると延長は不可となりますので、ご注意下さい。
- iii) 大使館推薦による採用者で、4月渡日した者が、渡日後に入学試験を受験(又

は受験を予定し) し、10月から正規課程へ入学予定の場合は、研究生等から正規課程へ進学することに伴う延長申請を5月に提出する必要があります。(大使館推薦受入依頼の取扱要領参照)

- iv) 大学推薦の留学生は通常研究生として入学した後、修士課程または博士後期課程の試験を受けて進学します。しかしながら、その研究生期間が必要ないと思われる学生は、試験を受けて入学時から直接、修士課程もしくは博士後期課程へ入学できます。

5) 奨学金取りやめ事由

次の場合、奨学金の取りやめ事由になりますので、御注意ください。

i) 学業成績不良

- ・留年が確定した場合、又は、標準修業年限内での卒業(若しくは修了)が不可能であることが確定した場合。

※ただし、病気等の特別な理由がある場合は、考慮する場合があります。

ii) 素行不良

- ・受入れ機関における学則等に則り、退学等の懲戒処分を受けた場合、あるいは、除籍となった場合。

なお、奨学金の延長などについては、第Ⅱ章 「14. 在学中の国費留学生の手続等について」をご覧ください。

また、国費留学生に関しては、第Ⅳ章 Q & AのコーナーのQ5, Q7もご参照ください。

3. 私費外国人留学生について

(1) 外国政府派遣留学生

諸外国の中には、当該国における人材養成を推進するため、当該国政府の経費負担により留学生を派遣することとし、日本国政府に対し、その受け入れについての協力を要請するところがあります。

本国政府から奨学金をもらっておりますが、日本国政府文部科学省奨学金受給者ではありませんので、国費留学生とはとらえず、「私費留学生」の一形態となります。

学域生として入学する場合は、文部科学省から本学へ受け入れ依頼があります。

大学院生、研究生として入学する場合は、文部科学省から本学へ受け入れ依頼があれば、専門分野を考慮し、関係学域等へ国際機構支援室留学生係から受け入れ可能かどうかの照会をすることとなります。

現在、金沢大学では、マレーシア、タイ、エジプト、サウジアラビアなどの政府派遣を受け入れています。

（２）私費外国人留学生

本学に在学する留学生の約 7 割が，私費外国人留学生です。本学では，第Ⅰ章「２．国費留学生について」で説明した国費留学生以外を私費外国人留学生としています。

４．留学生の短期受入について

（１）研究生（大学院レベル）

i) 入学時期・必要書類

各研究科の担当学務係に問い合わせください。

（研究生向けの奨学金はありません。）

＜担当＞ 所属予定の研究科の学務係

ii) 事前の受入依頼

正式な受入申請書の送付以前に，大学間交流協定校担当者，あるいは，学生本人から，指導してほしい本学の教員へ問い合わせ等があり，内諾を求められる場合もあります。このような場合は，先方の指導教員と連絡を取り，本人の研究目的，学力等を調査し受入可否の判断材料としてください。

iii) 留学ビザの取得について

留学予定者の現在の状況によって，留学ビザ取得に必要な手続きやそれに要する期間が異なってきます。

①新規渡日の場合 → 在留資格認定証明書の交付申請が必要

※入国管理局が在留資格認定証明書を交付するまでに
時期によっては，１，２ヶ月程度かかるため，その
期間を考慮して受入計画を検討してください。

②既に日本に滞在しているが留学ビザを持っていない場合 → 留学ビザに変更の申請が必要

③既に日本に滞在し，かつ留学ビザを持っている場合 → 手続き不要

※ただし，在留期間が切れる場合は，在留資格の更新手続き必要

iv) 私費留学生受入れフローチャート

時期	作業	作業者	必要事項
受入れ7ヶ月前まで	受入れ審査 * チェック1	留学生 指導教員	→希望指導教員に留学希望の申し出 →出願資格, 研究計画, 経費支弁能力などをチェックした上で留学生の受入れ可否決定, 本人に通知
6ヶ月前	出願 * チェック2	留学生 指導教員 学務係	→必要書類の取り寄せ, 出願書類の提出 →出願書類のチェック, 捺印, 学務係に提出 →提出書類の確認後, 手続き上必要な委員会へ書類提出
4ヶ月前	学内承認手続き * チェック3	各委員会	→承認手続き
1ヶ月前	ビザ発給手続き * チェック4	留学生 学務係 指導教員 留学生係(渡日支援申請済の場合)	→留学ビザに必要な在留資格証明書の申請手続き開始・入国管理局へ申請 →入学許可書発行, 指導教員に送付 →入学許可書を留学生に送付
	渡日準備	代理申請人 留学生係(渡日支援申請済の場合)	→入国管理局から在留資格認定証明書受理, 留学生に送付
		留学生 指導教員 留学生係(渡日支援申請済の場合)	→本国にて留学ビザ取得, 留学中の宿舍の手配 →留学中の宿舍の手配
渡日	入学手続き * チェック5	留学生 指導教員 学務係 留学生担当教員	→学務係にて入学手続き, 必要書類記入 →留学生に面会, 懇談 →入学手続き完了 →オリエンテーション

※期間については一般的なケースで記載していますが, 留学生の出身国等の事情により, 大学で受入れ承認後のビザ発給手続きには1ヶ月弱～3ヶ月まで幅があり, より短期間で済む場合があります。

*チェック1～5の内容については, 以降に詳しく述べます。

***チェック 1 受入れ審査**

以降は、留学希望者の受入れの可否を判断する際の基本的なチェック項目です。これから受入れ可と判断された場合には、*チェック 2 へとお進み下さい。一方不可となった場合には、できるだけ迅速かつ明確に、受入れできない旨本人にご通知下さいますようお願いいたします。

□ 研究生となる資格はあるか

詳細な審査については、大学院担当の学務係に、お尋ねください。

□ 研究意欲や能力及び資質はあるか

受入れの可否を判断する最も重要な部分です。少なくとも 2～3 回は書簡または電子メール等の交換をして確認するのがよいでしょう。履歴書や成績証明書等*チェック 2 の書類をあらかじめ提出させるなど、出身大学の指導教員による推薦状を求めるのもよいでしょう。

□ 研究上必要な言語（日本語または英語）の能力はあるか

受入れ教員が充分吟味して下さい。その際、本人の手紙等は代筆の可能性あることにご留意下さい。電話での直接会話もお勧めしますが、替え玉でないかの何らかのチェックは必要です。

□ 研究計画は適切か

研究計画書や学歴、研究業績等をもとに、希望する学位と留学期間に鑑みて、研究計画が適切か、必要な基礎・専門知識が備わっているか等を判断します。

□ 経済的な目処は立っているか

計画する学位取得にかかる期間の学費や生活費をまかなっていけるかどうかは、留学目的の達成を左右する非常に重要かつ深刻な問題です。

奨学金の受給に関しては、研究生の応募が認められているものもいくつかありますが、実際は正規生が優先されるため、奨学金を受給できる可能性は極めて低い状況です。また、近年の不況により民間奨学金団体では採用人数を減らし、採用そのものを取りやめる等、正規生でさえも 1 年目から奨学金を受給できる可能性は低くなっています。留学生数が増加している中でこの状況が急に改善する見込みはありません。大学が推薦する奨学金は、受給年度の前年度に募集されるので、来日年度中にもらえる見込みはありません。

日本で働きながらということも考えられますが、研究生を含め、留学生のアルバイトは週 28 時間以内に制限されています。特に日本語が話せない場合は、アルバイトを見つけることも困難です。そもそもアルバイトに多くの時間を費やしてしまえば、研究に支障が出るという本末転倒の結果となってしまうかねません。

授業料に関しても研究生には減免制度がありません。正規生になれば減免を申請す

ることができますが、正規生になった後の学費についても、最初から免除を期待して計画を立てることは危険と言えます。

留学生に対する経済的な補助制度がより整っている国もありますので、こうした日本の国立大学の事情が分からずに、楽観的に考えている留学希望者も見受けられます。留学生本人にとっても、大学にとっても不幸な結果を生まないためには、留学計画を立てる段階で上のような状況を理解させ、現実的な資金準備をさせることが重要です。最低でも半年程度の生活・学業に要する費用をまかなう目処が立っているか確認してください（研究生の入学料や半期分の授業料、学生寮に入った場合の必要最低限の生活費として、およそ 60 万円は必要です。民間のアパート入居の際は、敷金、礼金の負担のために、さらに多く必要となります）。この確認作業を徹底するため、経済的な能力を証明する書類の提出が出願時に課されます。

□ 受入れ時期は適切か

入学許可承認のための委員会の日程、留学ビザ発給手続きには、入学許可から、2～4 ヶ月かかります。特に中国からの場合かなり時間を要することもありますので、余裕をみて、出願できるように準備する必要があります。

また、パスポートを取得していない中国人学生の場合は、在留資格認定証明書を受け取ってからパスポートを申請しますので、さらに早く準備する必要があります。逆算の上、適切な受入れ時期（4 月か 10 月か）について判断をして下さい。その際、年度毎の奨学金候補者名簿への登録時期（4 月、10 月）、受験時期、研究生期間の費用負担能力等にもご留意下さい

*チェック 2 出願書類の提出と確認

研究生としての出願に必要な書類は、学務係で配布しています。

留学中の経費負担能力を示す証明書類については、留学中の経費負担能力を示す証明書（奨学金の支給証明書、金融機関が発行した本人や家族名義の預金残高証明書等とする。但し、公的な証明書類の準備が困難な場合は、資金源の種類・内訳を含む経費支弁計画書等、判断材料となりうる書類）を留学予定の学生から提出してもらう必要があります。この書類で、必要経費や経済的な援助体制に対する誤解や認識不足から、来日後に留學生活の継続に支障をきたすことがないように、慎重に確認する必要があります。

また、出願書類のうち、特に最終学校の卒業証明書、成績証明書に関して、主に中国で発行されたものについて偽変造が問題となっています。極めて精巧な偽変造書類がかなりの割合で出回っていることが中国行政当局によって確認され、日本の新聞等でも報道されました。実際、日本の留学生受入れ機関においても、偽変造書類が発見されたという事例が報告されていますので、注意して確認を行う必要があります。

中国の卒業証明書については、偽変造書類かどうかを確認するサイト（中国高等教育学生信息网 <http://www.chsi.com.cn>）があります。

*チェック 3 受入れ協議における検討材料

以下は、大学院研究生受入れの可否を検討する際のチェック項目です。

- ☐ 受入れ教員と2～3通の書簡または電話による会話、電子メールの交換をしているか（替え玉の場合、受入を許可しないことを受入希望者としてしっかりと確認する）
- ☐ 研究意欲・能力、日本語（または英語）能力はあるか
- ☐ 研究計画は適切か
- ☐ 経済的な目処は立っているか
（本人または経費を負担する親族等の経済力は十分に信頼できるか。）

***チェック4 ビザ申請等受入れ準備作業**

以下は入学許可書が発行された後に必要となる手続きです。

☐ 在留資格認定証明書の申請

入国管理局へ在留資格認定証明書を申請し、交付されたら本国の学生に送付します。申請は、次のいずれかの者が代理人として行うことができます。

- a. 受入れ教育機関の職員（指導教員等）
- b. 留学生に奨学金を支給する機関
その他の学費または滞在費を支弁する機関の職員
- c. 留学生の学費または滞在費を支弁する者
- d. 日本在住の留学生の親族

申請には、各条件により、次の表の書類が必要です。

また、「その他の立証書類」については、申請取次有資格者の場合、入国管理局に提出しなくてもよいこととなっていますが、申請をする前に、あらかじめそれらの事項を確認することとなっています。「※その他の立証資料」②～④については、国籍によっては、提出を求められる場合がありますので、当該留学生から取り寄せ、その内容をご確認いただき、在留について問題があった場合等に提出できるようご準備願います。

交付までの期間は学生の出身国によって異なります。通常は3週間程度ですが、中国出身者の場合1～2ヶ月かかることもありますので、早めに手続きを開始して下さい。

	正規生	非正規生
1. 申請取次有資格者	・在留資格認定証明書交付申請書 ・申請人（留学生）の写真（縦4cm × 横3cm）1枚（申請前6か月以内に撮影され、上半身無帽、無背景で鮮明なもの） ・返信用封筒（定型封筒に宛先を明記し、430円分（簡易書留用）の切手を貼ったもの）	・在留資格認定証明書交付申請書 ・申請人（留学生）の写真（縦4cm × 横3cm）1枚（申請前6か月以内に撮影され、上半身無帽、無背景で鮮明なもの） ・研究内容証明書 ・返信用封筒（定型封筒に宛先を明記し、430円分（簡易書留用）の切手を貼ったもの）

2. 1 以外の代理	・在留資格認定証明書交付申請書 ・その他の立証書類※ ・申請人（留学生）の写真（縦 4 cm × 横 3 cm）1 枚（申請前 6 か月以内に撮影され、上半身無帽、無背景で鮮明なもの） ・返信用封筒（定型封筒に宛先を明記し、430 円分（簡易書留用）の切手を貼ったもの）	・在留資格認定証明書交付申請書 ・研究内容証明書 ・その他の立証書類※ ・申請人（留学生）の写真（縦 4 cm × 横 3 cm）1 枚（申請前 6 か月以内に撮影され、上半身無帽、無背景で鮮明なもの） ・返信用封筒（定型封筒に宛先を明記し、430 円分（簡易書留用）の切手を貼ったもの）
------------	--	--

※その他の立証資料

- ① 入学許可書の写し（学域・学類、学部・学科・課程等が記載されたもの）
- ② 勉学の意味・能力を示す文書
 - ・本人が日本語で書いた勉学の意味を示す文書
 - ・日本語能力を証明する文書
 - ・日本語学習歴がわかる文書 等
- ③ 経歴を示す文書
 - ・履歴書
 - ・最終学歴を証明する文書
 - ・過去に日本で勉強した経験がある場合は、それを証明する文書 等
- ④ 在留中の一切の経費支弁能力を証する文書

※お問い合わせは次の機関になります。

〒920-0026 金沢市西念 3 丁目 4 - 1 金沢駅西合同庁舎
名古屋入国管理局金沢出張所 Tel 076-222-2450

外国人在留総合インフォメーションセンター（名古屋） Tel 052-973-0441～2
入国管理局ホームページ

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.pdf>)

□ 在留資格認定証明書及び入学許可書の本人への送付

留学生本人は、これらの書類等を在外の日本国公館に提出して、留学ビザの申請を行いません。留学ビザ申請から受理までの期間は、学生の出身国によってかなり異なりますので、あらかじめ、ビザ取得に要する期間について、留学生に調べさせておいた方がよいでしょう。中国・ロシア出身者はこの期間が比較的長くなりますので、早めに手続きを開始してください。

□ 渡日予定の確認

ビザ発行期間の目処が立ったら、渡日の日程を十分に確認してください。留学生センターでは、4月1日、または、10月1日に渡日してくることを前提に、入学オリエンテーション、日本語補講の受付などが予定されています。渡日が4月末や10月末にずれ込むと、上記のサービスを受けることが困難となります。母国での手続きを最大限に早め、3月下旬や9月下旬に渡日し、入学手続きを4月1日または10月1日に行うことを強く勧めてください。

□ 渡日後の宿舎の確保

私費留学生の場合には生活費の制約が大きく、宿舎探しは深刻な問題です。私費留学生が入居可能な大学関連の宿舎としては、金沢大学学生・留学生宿舎 先魁、金沢大学国際交流会館本館、金沢大学国際交流会館別館、杜の里 金沢国際交流会館、学生寮があります。

石川県が運営する石川県留学生交流会館（杜の里）（問い合わせ先：石川県留学生交流会館 076-265-3200）も利用できます。この宿舎については、4月及び10月が入居時期となり、その2ヶ月程前から一括して入居者を募集しますが、空室の状況は時期によって変化しますので、早めに問い合わせしておく方がよいでしょう。概要については、「Ⅱ章6. 宿舎について」を御参照ください。

また、民間アパートを探す場合には、生協（角間大学会館内、234-0852）で紹介事業をおこなっています。（財）日本国際教育支援協会では、民間アパートを借りる場合に必要な保証人の負担を軽減する「留学生住宅総合保障」制度を実施しています。また、本学では、機関保証を行っています。それぞれ学務係で申し込みができますので、是非加入するようお勧め願います。

＜担当＞ 所属予定の研究科の学務係

（2）短期留学プログラム

短期留学とは、金沢大学との交流協定に基づいた交換留学で、学生は協定校に在籍したまま金沢大学に留学します。金沢大学での学位取得を目的とせず、金沢大学における学習、異文化体験、日本語の実地習得を目的として、おおむね6ヶ月以上12ヶ月以内の期間、金沢大学で教育を受けて単位を修得するか、研究指導を受けるものです。募集は、留学生センターで取りまとめています。

以下の4種類を実施しています。

- ①-1 金沢大学短期留学プログラム(KUSEP)
- ①-2 金沢大学理工系短期留学プログラム (KUSEP-S&E)
- ② 金沢大学日本語・日本文化研修プログラム
- ③ 金沢大学一般短期留学
- ④ 金沢大学セメスタープログラム

①-1 金沢大学短期留学プログラム(KUSEP)

金沢大学の交流協定校からの学生に、日本語教育、英語等による日本事情・日本文化に関する科目、また様々な専門科目を提供する1年間の教育プログラムです。協定校での専攻分野は問いません。1週間に5クラスの「日本語」授業と、その他一部の科目が必修です。そのほか、日本語能力が高い学生は、日本人学生と一緒に共通教育科目や専門の授業の一部を受けることができます。

専門分野の研究に専念したい学生には、「③金沢大学一般短期留学」が適しています。

①-2 金沢大学理工系短期留学プログラム(理工系 KUSEP)

金沢大学の交流協定校からの留学生が、日本語(週5講義)と日本文化を学びながら理工学分野の研究を行うことができる1年間の教育プログラムです。学生は指導教員の指導の下、研究室で各自の研究テーマについて研究することができます。

i) 留学期間 10月～翌年8月

ii) 授業料、奨学金について

本学と授業料の相互不徴収協定を締結している大学に在籍している学生のうち、覚書記載の交換留学の学生数分は、授業料は徴収されません。

相互不徴収協定を締結している大学からの交換留学の学生数が覚書記載の人数を超える場合、又は、覚書締結のない大学からの交換留学生の場合は、授業料を支払わなくてはなりません。2012年度の授業料の金額は、次のとおりでした。授業料は今後改定される場合があります。

1単位につき 14,800円

金沢大学と学生交流の覚書を締結している協定校に在籍する学生には、日本学生支援機構(JASSO)から奨学金月額80,000円(予定)が支給される可能性があります。

奨学金の選考にもれた場合でも、私費留学生として受け入れています。

iii) スケジュール

	11月	募集要項の送付
翌年	3月	応募締切
	6月	選考結果通知
	10月	渡日
翌々年	8月	修了

② 金沢大学日本語・日本文化研修プログラム

金沢大学日本語・日本文化研修プログラムは参加学生の日本語能力の向上及び日本社会・文化に対する専門知識の体系的な習得を目的とした、全学習を日本語で行う1年間

のプログラムです。本プログラムは、中・上級の日本語（週5講義）、金沢の豊かな伝統文化を含む現代日本社会・文化（週3講義）及び多言語・多文化に関する日本人学生との合同調査（週1講義）から構成されています。更に、日本に関するテーマを選び、1年間にわたり、修了研究を行う為、日本語能力試験2級程度またはそれ以上の日本語能力が必要です。

i) 留学期間 10月～翌年8月

ii) 授業料について

本学と授業料の相互不徴収協定を締結している大学に在籍している学生のうち、覚書記載の交換留学の学生数分は、授業料は徴収されません。

相互不徴収協定を締結している大学からの交換留学の学生数が覚書記載の人数を超える場合、又は、覚書締結のない大学からの交換留学生の場合は、授業料を支払わなくてはなりません。2012年度の授業料の金額は、次のとおりでした。授業料は今後改定される場合があります。

1 単位につき 14,800 円

文部科学省奨学金を受ける学生は、覚書による交換留学生数の制限や不徴収規定の有無にかかわらず、授業料は徴収されません。

日本政府（文部科学省）奨学金に申し込むことができます。採用された場合、支援内容は、次のとおりとなる予定です。

1 奨学金：月額 117,000 円（2012 年 4 月現在）

2 旅 費：日本来日・帰国のための往復航空券（原則として国籍国からの出国・帰国に限る）

奨学金の選考にもれた場合でも、私費として受け入れています。

iii) スケジュール

1 月	募集要項の送付
2 月	応募締切
7 月	選考結果通知
10 月	渡日
翌年 8 月	修了

③ 金沢大学一般短期留学

金沢大学の学部又は研究科の一つに所属して、その学部又は研究科で通常開講されている講義を受講、又は大学院で専門分野の研究を行うプログラムです。在籍大学での専攻分野は問いません。講義は日本語で行われますので、受講するには十分な日本語能力（日本語能力試験 N3 程度）が必要です。大学院で専門分野の研究を行う場合は、英語で指導を受けることもできます。

志願者は、あらかじめ指導を希望する金沢大学教員にコンタクトをとり、受入の承諾を得る必要があります。

- i) 留学期間 4月～9月、又は、翌年3月
 10月～翌年3月、又は、9月

ii) 授業料について

本学と授業料の相互不徴収協定を締結している大学に在籍している学生のうち、覚書記載の交換留学の学生数分は、授業料は徴収されません。

相互不徴収協定を締結している大学からの交換留学の学生数が覚書記載の人数を超える場合、又は、覚書締結のない大学からの交換留學生の場合は、授業料を支払わなくてはなりません。2012年度の授業料の金額は、次のとおりでした。授業料は今後改定される場合があります。

- ・講義を受講し、単位を修得することを希望する者
→ 1単位につき 14,800 円
- ・単位を修得する必要がなく、専門分野の研究に専念する者
→ 1ヶ月につき 29,700 円

iii) スケジュール

	11月	募集要項の送付
	12月中旬	応募締切
翌年	2月	選考結果通知
	4月又は10月	渡日
	9月又は翌年3月	修了

④ 金沢大学セメスタープログラム

金沢大学の交流協定校からの学生に、日本語教育、日本文化・社会に関する科目等を提供する半期間の単位互換型教育プログラムです。在籍大学での専攻分野は問いません。1週間に5クラスの「日本語」授業と、その他一部の科目が必修です。

日本語能力が高い学生は、日本人学生と一緒に共通教育科目や専門の授業の一部を受けることができます。

- i) 留学期間 4月～8月

ii) 授業料について

本学と授業料の相互不徴収協定を締結している大学に在籍している学生のうち、覚書記載の交換留学の学生数分は、授業料は徴収されません。

相互不徴収協定を締結している大学からの交換留学の学生数が覚書記載の人数を

超える場合、又は、覚書締結のない大学からの交換留学生の場合は、授業料を支払わなくてはなりません。2012年度の授業料の金額は、次のとおりでした。授業料は今後改定される場合があります。

1単位につき 14,800 円

iii) スケジュール

	1 1月	募集要項の送付
	1 2月	応募締切
翌年	2月	選考結果通知
	4月	渡日
	8月	授業終了

詳細については、留学生センターのホームページを、ご覧ください。

<http://isc.ge.kanazawa-u.ac.jp/>

(3) 日本留学に関する一般的な問い合わせについて

日本学生支援機構では、日本への留学についての全般的な情報を提供しています。ホームページも充実しており、外国から直接アクセスすることも可能です。

日本語 <http://www.jasso.go.jp/index.html>

英語等 http://www.jasso.go.jp/index_e.html

5. 入学試験及び手続きに関する照会について

(1) 入試課担当

1) 学域生

i) 一般入試

ii) 私費外国人留学生特別選抜

<担当> 学生部入試課 TEL 076-264-5177

(2) 国際機構支援室留学生係担当

1) 国費外国人留学生

2) 日韓共同理工系学部留学生

3) 金沢大学短期留学プログラム

(KUSEP, KUSEP-S&E, 日本語・日本文化研修留学生, 一般短期留学, セメスター)

(3) 各事務部学務係担当

1) 研究生

2) 大学院生

Ⅱ章 在学中

この章では、留学生が本学在学中に行う手続きや制度を記載しています。

資格外活動許可申請や一時帰国届など、指導教員等の先生の承諾の押印等が必要となる手続きもありますので、留学生が相談・許可を求めて先生方をお願いにいく場合もありますからその際はよろしくお願いします。

なお、留学生に対しては、在学中に必要な制度や手続を解説したガイドブック「金沢生活ガイドブック」を配布しており、この章はその内容に準拠しております。

1. 在留カードに係る諸手続き

2012年7月9日から新しい在留管理制度が施行されました。これにより、外国人登録制度が廃止され、日本に中長期間在留する外国人に対し、入国管理局から在留カードが交付されることとなりました。

在留カードは、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。留学生は外出時に、いつでも在留カードを携帯する必要があります。また、入管審査官、入国警備官、警察官など官公庁の行政官から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。（渡日直後の申請中の場合を除く）

現時点で在留カードは、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に入国した方に交付されます。上記以外の空港から入国した方は、市役所で住民登録（住民異動届）を行うことで、在留カードが交付されます。

(1) 住民登録について

日本に来て来日後直ちに行う必要のある手続きの一つが、「住民登録」です。日本に来て14日以内に、住んでいる住所の市役所で住民登録（住民異動届）を行わなければなりません。空港で在留カードを交付された留学生は、この手続きにより在留カードに住所が記載されます。空港で在留カードを交付されなかった留学生は、この手続きの後の約10日後に住所が記載された在留カードが日本の住所に送られます。

<申請書類>

- ・住民異動届 2枚（用紙は市役所にあります。）
- ・在留カード（空港で在留カードを交付された人のみ）
- ・パスポート（空港で在留カードを交付されなかった人のみ）

(2) 在留カードに記載された事項に変更があったとき

在留カードに記載された事項に変更があったときは、その変更が発生した14日以内に入国管理局へ報告する必要があります。その報告をしなかった場合は、20万円以下の罰則対象となります。

変更事項	届出場所
住所の変更	市役所
住所以外の変更の場合 ①氏名・生年月日・性別・国籍・地域 ②在留カードの有効期間更新申請 ③在留カードの再交付申請 ④所属機関・配偶者に関する届出	入国管理局

(3) 在留カードの切り替えをするとき

在留カードには、有効期限があります。多くの留学生は、在留期間の満了日までとなります。在留期間の満了日は、カード表面の一番下に記載してあります。留学生は、カードの有効期限までに入国管理局で在留期間の更新手続きをする必要があります。

(4) 住民票が必要なとき

住民票は、住所・国籍・在留資格等、在留カードに記載されている内容を証明するもので、入国管理局、大学から要求されることがあります。申請手続きのためには、市役所へ行く必要があります。手数料として 300 円が必要です。

(5) 卒業・転学・退学時等の入国管理局への報告

卒業・転学・退学などの理由で、金沢大学の学生でなくなる時は、その変更が発生した 14 日以内に入国管理局へ報告する必要があります。

(6) 出国するとき

日本から出国するときには、出国する空港・港で在留カードを返さなければなりません。ただし、一時出国の場合を除きます。

2. 国民健康保険について

渡日後直ちに手続きをする必要のあるものとして、「国民健康保険」への加入手続きもあります。前述の住民登録を行った後、同じ市役所等で手続きできます。

日本に中長期滞在する外国人留学生は、自分の国で保険に入っている場合でも、全員国民健康保険に加入しなければなりません。（日本人の配偶者等で、他の医療保険制度（健康保険組合、共済組合等）の被保険者となっている場合は、国民健康保険に加入する必要はありません。）

加入にあたっては、市役所等で住民登録をしたあと、国民健康保険担当課へ行き加入手続きをします。

通常、留学生は加入時に申告すれば保険料の 7 割減額を受けられます。また、毎月 4 月に市役所から減額のための「国民健康保険料申告書」が送られてきますので、手続きをしてください。これをしないと、減額された場合の 3 倍以上の保険料を支払わなければなりません。

この制度全般の詳細についてや、個別の届け出のことについては、各居住地の市役所

等の国民健康保険担当係へお尋ねください。

<担当> 金沢市医療保険課 076-220-2256

3. 各種保険制度について

保険制度は、国民健康保険・学生自身の災害傷害保険、留学生住宅総合保障など各種あります。

国によっては、保険制度（相互扶助）の考え方が一般的ではなく、積極的に関心をもたない人もおります。しかしながら、本国を離れ海外で暮らす留学生には、保険は万が一の事態に備えての大切な後ろ盾となるでしょう。

留学生本人のけが・病気だけでなく、対人・対物の補償のある保険もありますので、ぜひ加入しておくようにご指導くださいますようお願いいたします。

また、バイクや自動車を運転する留学生には、必ず任意保険に加入するよう指導願います。

（１）国民健康保険

国民健康保険に必ず加入して下さい。加入にあたっては、市役所等で住民登録をしたあと、国民健康保険担当課へ行き加入手続をします。

国民健康保険に関する詳細は、第Ⅱ章の「2. 国民健康保険について」をご参照ください。

（２）学生教育研究災害傷害保険「学研災」及び学生健康保険組合

1) 「学研災」は、教育研究活動中及び通学途中の本人の不慮の災害事故を補償する保険です。全学生が加入することになっています。保険料は、所属学類、保険期間により異なります。

<担当> 所属学類・研究科の学務係、共通教育学務係

2) 学生健康保険組合は、本学独自の制度で、医療給付と弔慰給付があります。他の社会保険と併せて加入でき、学生健康保険組合の医療給付と学生教育研究災害傷害保険は併用できます。年間を通じて、1人 40,000 円が限度です。ただし、非正規生は加入できません。

<担当> 保健管理センター TEL 076-264-5258

★どちらも、入学手続きの際に加入案内が同封されますので、郵便局で保険料を支払い、加入できます。また、保険料は、加入時に一括払いとなります。

（３）学生総合共済及び学生賠償責任保険

生協では、「学生総合共済」及び「学生賠償責任保険」を取り扱っています。

留学生はいざというときに身近に頼れる家族がいないことから、これらの保険への加入するのもよいでしょう。詳細は、**金沢大学生協**でお尋ねください。

○学生総合共済

加入者が、病気やけがで入院したとき、事故で5日以上通院したときに支払われます。入学・卒業予定の時期により、掛け金が異なり（約1年間で1,500円位です。）、掛け金は返金されません。

入学手続の際に、加入申し込みができますが、個別に申し込むこともできます。申し込み先や詳しいことは、生協へお尋ねください。

○学生賠償責任保険

日本国内での毎日の暮らしの中で、他人のものを壊したり、けがをさせたり、法律上の賠償責任を負ったときに保険金が支払われるものです。住宅の火災などによる家主への賠償は含まれません。

入学・卒業予定の時期により、掛け金が異なり（約1年間で1,200円位です。）、掛け金は返金されません。

入学手続の際に、加入申し込みができますが、個別に申し込むこともできます。

（４）留学生住宅総合補償

これは、万一の火災等に対する備えと、連帯保証人に迷惑がかからないようにするための制度です。

一般に、日本で民間アパートを借りる場合、入居のための保証人が必要です。留学生が、この補償制度に加入することにより、保証人の精神的・経済的負担を軽くし、保証人を引き受けやすくすることができます。

アパート探しを始めたなら、この制度の加入をすることで、第3者に保証人になってもらうことをお願いしやすくなると思われます。万一の場合は保証人に対して補償があり、金銭的負担が軽減されることにより、保証人を引き受けやすくなっています。

なお、「留学生住宅総合補償」に加入することを条件に、大学が連帯保証人を引き受ける機関保証制度があります。機関保証については、所属学類・研究科の学務係にお尋ねください。

4. 健康診断について

留学生は毎年4月の定期健康診断を受けなければなりません。また、10月には、定期健康診断以降に入学した学生を対象とした健康診断があります。必ず受診するようご指導ください。

民間奨学金への応募、JAPAN TENTなどのホームステイへの参加など、健康診断証明書の提出を求められる場合がありますので、必ず受診しておくようにご指導ください。

実施の日時等、詳細はホームページ及び掲示により周知されます。

※健康診断証明書の発行について

健康診断証明書については、自動発行機で入手できます。自動発行機で間に合わない

場合は、保健管理センターで申請すると発行されます。

＜担当＞ 保健管理センター TEL 076-264-5255

保健管理センターホームページ

<http://hsc.ad.kanazawa-u.ac.jp/hsc/index.html>

5. 相談体制について

（１）留学生センター

勉学・履修上、生活上、その他困ったことを相談できます。法律的な問題には、学内の法律アドバイザーを紹介します。

相談指導部門 八重澤美知子教授 TEL 076-264-5770

yaezawa@staff.kanazawa-u.ac.jp

（２）保健管理センター学生相談室

専門の心理カウンセラーによるカウンセリングを受けることができます。

<http://hsc.ad.kanazawa-u.ac.jp/hsc/index.html>

	保健管理センター（角間）	南分室（自然研）	保健学科（宝町）
曜日	月～金／午前・午後	月～金／午前・午後	火，水，金／午後2～4時
電話	076-264-5255	076-234-6803	076-265-2133

★予約は,hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp(名前・学籍・相談内容を記載),あるいは TEL 076-264-5255, 234-6803 の看護師まで。

希望のカウンセラーがいる場合は、予約の時にその旨をお話ください。

電話が苦手なときは、直接きてくださっても結構です。

★相談は1回に45分から1時間です。

次からはカウンセラーと相談して都合のよい曜日と時間を決め、1週間に1度、定期的に会うことが多いです。

★長期休暇中の開室時間については、お問い合わせください。

（３）なんでも相談室—よるまっし

学生による相談窓口

総合教育棟の学務係向かい

（４）アドバイジング

所属学類・研究科の学務係

学生部学務課

（５）日本語相談

総合日本語プログラムの受講について

峯 正志教授 TEL 076-264-5777 mmine@staff.kanazawa-u.ac.jp
 深川美帆准教授 TEL 076-264-5805 mihofk@staff.kanazawa-u.ac.jp

（６）就職相談

就職支援室 TEL 076-264-5265

<http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/work/>

時間：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

（７）ハラスメント相談窓口

どの相談員に相談してもかまいません。

相談員名簿は、下記の HP に掲載されています。

http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_jinji/sogosodan/sub1.html

6. 宿舎について

それぞれの建物には、入居対象者や入居の優先順位、入居許可期間などが決まっています。
 詳細については、問合せ先にてご確認ください。

（１）金沢大学 宿舎一覧

※いずれの宿舎も基本的に入居許可期限は 1 年間以内です。

	名称	場所	住まいの形態	入居対象者	問合せ先
1	金沢大学学生・留学生 宿舎 先魁	金沢大学角間 キャンパス内	・男女別シェアハウス ・ 8 人 1 棟（単身）日本人学生と留学生が混住 ・個別寝室（キッチン ・シャワー・トイレ共同） ・インターネット込	・新規渡日留学生 ・日本人学生（RA）	国際機構支援室留学生 係（新規渡日支援担当） ino@adm.kanazawa-u. ac.jp 学生支援課 TEL:076-264-5167
2	金沢大学国際交流会館 本館	金沢大学角間 キャンパス内	・単身部屋（ミニキッチン、シャワー、トイレ付） ・インターネット込	・新規渡日留学生 ・日本人学生（RA） ・新規渡日外国人研究者（要相談）	国際機構支援室 留学生係 ryukou@adm.kanazawa- u.ac.jp
3	金沢大学国際交流会館 別館（通称：ANNEX） （男子のみ）	金沢市弥生	・単身部屋（キッチン、トイレ、シャワー共同 ・インターネット込	・新規渡日留学生 ・日本人学生（RA）	
4	杜の里 金沢国際交流 会館 （通称：杜の里会館）	金沢市杜の里	・単身部屋（キッチン、トイレ、シャワー共同） ・夫婦部屋（ミニキッチン、シャワー、トイレ付） ・インターネット別	・新規渡日留学生（夫婦部屋使用時はその配偶者を含む。子供不可） ・日本人学生（RA）	

5	金沢大学 北溟寮 (男子のみ)	金沢市弥生	http://ghp.adm.kanazawa-u.ac.jp/archives/571.html	・金沢大学の学生	学生支援課 TEL : 076-264-5167
6	金沢大学 泉学寮 (男子のみ)	金沢市野町			
7	金沢大学 白梅寮 (女子のみ)	金沢市野町			
8	角間ゲストハウス (短期間用)	金沢大学角間 キャンパス内	http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_keiri/guest/guesthouse.htm	・学外招聘者	財務部財務管理課調 達管理係 TEL : 076-264-6164, 6162

(2) 学外の宿舎

※ 金沢大学が管轄していない宿舎です。各自でお問い合わせください。

	名称	場所	住まいの形態	問合せ先
1	石川県留学生交流会館 http://www.ifie.or.jp/japan/facilities/kaikan/home_kaikan.html	杜の里 (杜の里会館 と同じ建物 4-5Fのみ)	・単身部屋(キッチン, トイレ, シャワー共同) ・夫婦部屋(ミニキッチン, シャワー, トイレ付)	石川県留学生交流会館 TEL : 076-265-3200 r-kaikan@ifie.or.jp
2	学生会館 ドーミー金沢 http://www.gakuseikaikan.com/placehall/kanazawa/13481/	金沢市芳斉	・単身部屋(インターネット接続, ベッド, 机, イス, 洋ダンス, 書棚, IP電話, エアコン, 照明器具, カーテン) 食事, 家具付き	共立メンテナンス TEL : 0120-88-1030

(3) 一般の民間アパート

民間アパートの紹介は、金沢大学生生活協同組合(略称: 生協)で行っています。

なお、民間アパートに入居する際には、我が国の商習慣として「連帯保証人」を求められます。日本人の場合に限らず、外国人留学生も「連帯保証人」探しをするのはたやすいことではありません。そこで、「留学生住宅総合補償」という住宅保険があり、この保険に加入することを条件に、大学が連帯保証人を引き受ける機関保証制度があります。

「留学生住宅総合補償」については、前述の第Ⅱ章「3. 各種保険制度について(4)」をご参照ください。

また、IV章 Q & AのコーナーのQ4もご参照ください。

<担当> 金沢大学生協 住まい紹介カウンター TEL 076-234-0852
営業時間 月～金曜/9:00 - 18:00 土曜/定休※下記参照
<http://www.kindai-coop.or.jp/>

Email sumai@kindai-coop.or.jp

＜担当＞ 留学生住宅総合補償、機関保証……所属学類・研究科の学務係

7. 奨学金について

奨学金は、次のように分類されます。

- ① 日本国政府文部科学省奨学金（通称「国費」「MEXT Scholarship」）
- ② 民間団体等奨学金
- ③ （財）交流協会奨学金

（１）国費

本学入学と同時に「国費」奨学金を受給できるのは、第Ⅰ章の「2. 国費留学生について」の説明にある「大使館推薦」及び「大学推薦」により採用された留学生のみです。

本学にすでに入学している私費留学生が国費奨学金を受給したい場合は、「国内採用」に申請してください。国費国内採用の申請方法等については、本書の「私費外国人留学生のための奨学金案内」をご参照ください。

（２）民間団体による奨学金

国費留学生及び外国政府派遣留学生以外の留学生は、民間団体等の提供する奨学金を申請することができます。

民間団体による奨学金は、以下のように分類されます。

- 1 大学から推薦する民間奨学金
- 2 直接応募できる民間奨学金

民間奨学金の申請募集については、掲示板でお知らせいたしておりますので、留学生に対しては、掲示板を頻繁に見るようにご指導くださるようお願いいたします。

大学から推薦する民間奨学金を希望する場合は、毎年6月と10月に行う「金沢大学私費外国人留学生候補者の募集」に基づき、所属、又は、所属予定の学務係で申請して下さい。

民間奨学金の申請方法等については、Ⅴ章「私費留学生のための奨学金案内」をご参照ください。

（３）（財）交流協会奨学金

台湾の学生のための奨学金ですので、台湾出身以外の留学生は対象とはなっていません。

来日前に台湾で受給決定して入学する場合がほとんどですが、日本国内での採用もあります。例年8月頃に大学に募集案内がきますので、掲示でお知らせします。台湾出身の留学生には、この奨学金に申請するようにご指導ください。（台湾出身の留学生は、日本国政府文部科学省奨学金（国費）の受給対象とはなっておりませんので、国費国内採用も申請できません。この（財）交流協会奨学金国内採用に申

請することとなります。)

★ 奨学金に関しては、IV章 Q & AのコーナーのQ3 もご参照ください。

8. 授業料免除について

経済的な理由によって授業料の納入が困難な学生で、かつ学業成績優秀と認められる学生には選考のうえ、授業料の全額又は半額を免除する制度があります。(正規生に限ります。研究生には授業料免除制度はありません。)

免除の申請を希望する学生は、申請書類の交付期間、申請時期等を掲示等で確認してください。

◆スケジュール◆

[前期分]

- 1 月下旬：説明会開催及び申請書等の配布について学内掲示を行います。
- 2 月：説明会を開催
- 3 月中旬：申請締め切り (注)
- 6 月中旬：結果通知

[後期分]

- 6 月下旬：説明会開催及び申請書等の配布について学内掲示を行います。
- 7 月：説明会を開催
- 9 月中旬：申請締め切り (注)
- 12 月中旬：結果通知

注：申請期間を過ぎたものは受付できませんので、締切日を掲示、配布される申請書類で確認し、遅れることのないように注意してください。

<担当> 学生部学生支援室学生支援係 TEL：076-264-5164・5170

9. アルバイトについて：資格外活動許可手続

外国人留学生がアルバイトをする場合は、事前に入国管理局から「資格外活動許可」を取得しなければなりません。許可を受けることによって、1 週 28 時間以内の法令または公序良俗に反するおそれのないアルバイトをすることができます。ただし、大学内での TA、RA 業務については、許可をうける必要がありません。

2012 年 7 月 9 日から施行された新しい在留管理制度により、在留資格「留学」を有するものについては、資格外活動許可が包括的許可となり、出入国港で許可を受けることが可能となりました。これに伴い、これまで本学では留学生が資格外活動許可を入国管理局へ申請する前に書類確認を行っていましたが、許可を得るための事前確認を行わないこととしました。

ただし、留学生には、資格外活動における学習環境保護及び犯罪防止の観点から、アルバイト開始前に事前に指導教員に相談するよう「アルバイト先決定報告書」の提出を義務

付けています。

アルバイト開始前手続きの流れ

- ① 本人が、名古屋入国管理局金沢出張所に行き、資格外活動許可を取得する。
(出入国港での申請をしなかった場合)
持ち物：資格外活動許可申請書（法務省 HP からダウンロード可能），
パスポート，在留カード
※資格外活動許可をとると、パスポートに証印シール、在留カードの裏にスタンプが押されます。
※資格外活動許可の期限は在留期限と同じ日です。在留期間を更新した場合、資格外活動許可申請をもう一度する必要があります。
- ② 資格外活動許可を取得したら、アルバイトを始める前に事前に指導教員に相談する。
- ③ 本人がアルバイト先を決定したら、「アルバイト先（資格外活動）決定報告書」を所属学務係で入手する。指導教員許可欄に担当教官と署名と印鑑をもらい、パスポートの写し（顔写真ページ、資格外許可の証印のページ）のコピーと一緒に所属の学務係へ提出する。

10. 就職情報について

（1）就職支援室

学生部就職支援室（大学会館3階）

TEL 076-264-6190 <http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/work/>

（2）就職指導担当教員

就職指導担当の教員が、それぞれの専門分野を活かした就職について、情報の提供やきめ細やかなアドバイスを行ってくれます。

11. 一時出国をする場合

（1）入国管理局への申請

2012年7月9日から施行された新しい在留管理制度により、有効な旅券及び在留カードを所持する留学生が、日本を1年未満離れる場合は、原則入国管理局に再入国許可を取得する必要がありません。留学生は、出国する際に必ず在留カード又は「在留カードを後日交付する」旨が書かれた旅券のいずれかを所持する必要があります。ただし、出国後1年以内に入国しないと在留資格が失われることとなりますので、ご注意願います。

（2）大学への届け

所属する学類・研究科の学務係に対しては、一時帰国等の届けを出すようにご指導ください。届けには、指導教員の同意サインをいただくことになっています。用紙は、所属する学類・研究科の学務係で、入手できます。

1 2. 日本語教育について

(1) 総合日本語プログラム

留学生センターでは、本学に在籍する留学生を対象とした日本語の授業を実施しています。

角間キャンパス、宝町キャンパス 4月～翌年2月

申込時期：3月中旬～4月初め、 9月中旬～10月初め

(2) 日本語研修コース

大使館推薦国費留学生で必要と認められた者は、6ヶ月の日本語集中研修を受けた後に、研究室に所属することとなっています。大学院進学を希望し、留学生センター長が特別に認める場合は、大学推薦国費留学生も受講を許可することもありますので、担当まで相談願います。

IV章 Q&AのコーナーのQ6もご参照ください。

1 3. チューター制度について

渡日後1年間（学域留学生は2年間）、大学院生等により、教育・研究について個別の課外指導を受けることができます。ただし、国費留学生の日本語予備教育期間と日本語・日本文化研修留学生はチューターを付けることができません。

1 4. 在学中の国費留学生の手続等について

(1) 国費奨学金支給期間延長

現在、国費奨学金を受給している人が、進学により国費支給期間延長を希望する場合に、延長申請をすることができる場合があります。

しかし、すべての方が延長申請できるわけではありませんし、申請しても延長が認められない場合もあります。

推薦するには、申請基準を満たしている必要があり、5月と11月に文部科学省に申請します。

5月申請：4月渡日で、当該年度の10月に研究生から正規課程に進学する大使館推薦の国費外国人留学生及び、4月に採用され、当該年度の10月にのみ上級課程に進学する国内採用の国費外国人留学生のみ

11月申請：上記以外の国費外国人留学生

なお、詳細は、文部科学省からの通知で確認をお願いします。（延長申請が可能な留学生に対しては、担当事務から通知します。）

(2) 帰国旅費申請

国費外国人留学生が、学位を取得して本国へ帰国する場合は、帰国のための旅費（航空券）が支給されます。

なお、自己の都合により途中で帰国する学生には、帰国旅費は支給されません。

また、奨学金受給期間終了を待たずに早期に学位を取得し、本国へ帰国する留学生は、帰国旅費が申請できる場合がありますので、お問い合わせ下さい。

申請手続きは、所属学類・研究科の学務係でお願いします。

（３）国費外国人留学生の辞退

やむを得ない事情により、国費外国人留学生から奨学金受給期間の途中で国費辞退の申し出があった場合は、できるだけ早めに所属の学務係へお知らせ下さい。

辞退に関する必要書類は、以下のとおりです。それぞれの様式は、文部科学省のホームページより入手できます。

- ①国費外国人留学生給与辞退届
- ②指導教員の意見書
- ③帰国旅費辞退届
- ④退学届等の写し（退学の場合）

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm

この他に、独立行政法人日本学生支援機構へ提出しなければならない書類もあります。

15. 各種生活情報について

（１）外国語による医療機関案内

財団法人 石川県国際交流協会のホームページで紹介しています。（英語，中国語，韓国語，ポルトガル語，ロシア語で検索できます。）

<http://www.ifie.or.jp/index.php>

（２）外国人のための法律相談

家庭，職場等での悩みごと，生活上での困りごとなど，幅広い相談に弁護士を交えて専門的に応じます。費用は無料です。

期 日 毎月第3木曜日

時 間 午後1：00～午後2：00

会 場 財）石川県国際交流協会（金沢市本町1-5-3 リファールビル3F）

カウンセラー 弁護士（金沢弁護士会）

費 用 無料

相談時間 原則，お一人30分

相談内容 （例）国籍，ビザ，在留資格，国際結婚，離婚，相続，税金，保険・年金，労働・賃金，債務，交通事故など

通訳可能言語 英語，ポルトガル語，中国語，韓国語，ロシア語

注意事項 事前に予約が必要です。

通訳が必要な場合は，予約時にお申し出下さい。（但し，準備できない場合もあります。）

お問い合わせ・お申込み先

財団法人石川県国際交流協会

〒920-0853 金沢市本町 1-5-3 リファール 3 階

TEL:076-262-5932 FAX:076-222-5932

<http://www.ifie.or.jp/index.php>

（３）外国人在留総合インフォメーションセンター

名古屋入国管理局では、外国人からの入国・在留等の各種相談を受け付けています。日本語だけでなく、外国語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、タイ語、朝鮮語、タガログ語、マレーシア語、インドネシア語、イタリア語）でも対応していますので、お気軽にご利用下さい。

TEL：0570-013904(IP・PHS・海外から 03-5796-7112)

入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/>

（４）その他の生活情報

以下の情報は、多言語対応しており、外国人にとって役に立つサイトです。財団法人 石川県国際交流協会のホームページ「便利サイトの紹介」

(<http://www.ifie.or.jp/index.php>) から、参照することができます。

- ・多言語生活情報(CLAIR)

13 言語で日本での生活に必要な基本的な情報を得ることができます。

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

- ・生活支援情報「いしかわ生活支援マップ」(IFIE)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語で生活に必要な情報を掲載しています。

http://www.ifie.or.jp/japan/ifie/publication/sienmap_home.html

- ・多言語医療問診票(NPO 法人国際交流ハーティ港南台、財団法人かながわ国際交流財団)

ポルトガル語、スペイン語、タイ語、タガログ語、英語など 14 カ国語で作成された問診票です。

<http://www.k-i-a.or.jp/medical/>

- ・医療相談(AMDA 国際医療情報センター)

外国人や外国人を雇用している会社、医療機関等からの医療相談を電話で受け付けています。

amda-imic.com

- ・警察相談「POLICE HELP LINE」(石川県警察本部)

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語で相談することができます。

<http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/sub.html?mnucode=3109>

- ・外国人児童生徒のための就学ガイドブック(文部科学省)

7言語のガイドブックがダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09

- ・地震対策情報 「地震に自信を」(消防防災博物館)

英語, 中国語, 韓国語, ポルトガル語で, 地震が発生したときの正しい心構えを紹介しています。

http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi?ac1=B934&Page=hpd2_tmp

- ・入国管理手続き(入国管理局)

英語, 中国語, 韓国語, ポルトガル語, スペイン語で, 入国管理手続きの情報が得られます。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>

○外国語対応相談窓口一覧

多言語で, 外国人の相談に対応してくれる機関を紹介します。

- ・Police Help Line (石川県警察本部)

英語, 中国, ポルトガル語, スペイン語 (ロシア語, 韓国語はFAXのみ対応)

月曜日～金曜日 9:00～17:00

TEL 076-225-0555

- ・職業相談

ハローワーク金沢 金沢市鳴和 1-18-42

ポルトガル語, スペイン語

第2, 4木曜日 13:00～17:00

TEL 076-253-3033

- ・医療相談・情報提供

AMD A国際医療情報センター

医療関連の相談や外国語対応の医療機関の紹介, 医療福祉制度の案内など

センター東京 電話番号(相談): 03-5285-8088

英語, タイ語, 中国語, 韓国語, スペイン語

月曜日から金曜日 9:00～20:00

ポルトガル語 月曜日, 水曜日, 金曜日 9:00～17:00

フィリピン語 水曜日 13:00～17:00

ベトナム語 木曜日 13:00～17:00

センター関西 電話番号：06-4395-0555

英語，スペイン語 月曜日から金曜日 9:00～17:00

中国語 火曜日・木曜日 10:00～13:00

13:00～16:00

ポルトガル語 月曜日 10:30～14:30

・郵便案内サービス

郵便局の住所・連絡先，郵便料金・手数料，郵便サービスの内容など

郵便事業(株) 英語 月曜日～金曜日 8:30～22:00

土曜日・日曜日・祝日 9:00～22:00

TEL 0570-046-111 (フリーダイヤル)

・N T T外国人相談

N T T外国人受付相談センター

N T T加入電話の新設・移転・廃止や利用方法や電話番号案内など

英語，韓国語，中国語，スペイン語，ポルトガル語，ドイツ語，フランス語

月曜日～金曜日 9:00～17:00

電話に関する問い合わせ 116

ご意見・ご要望 TEL 0120-364463 (フリーダイヤル)

インターネットに関すること TEL 0120-565950

Ⅲ章 卒業・修了から帰国後

この章では、留学生が帰国直前から帰国後に行う手続や制度を解説しています。

1. 帰国後のフォローアップ

(1) 帰国外国人留学生短期研究制度

独立行政法人日本学生支援機構が実施している事業です。留学を終え、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国留学生に対し、我が国の大学で、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供しています。

対 象 者： 開発途上国・地域の国籍を有する帰国留学生

資格要件： 帰国後 1 年以上経過している者で、満 45 歳以下の者

研究期間： 60 日以上 90 日以内

支援内容： 往復渡航費、滞在費（1 日につき 11,000 円）

受入研究者に対し受入協力費（50,000 円）

(2) 帰国外国人留学生研究指導事業

独立行政法人日本学生支援機構が実施している事業です。留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施しています。

派遣対象国： 開発途上国・地域の国籍を有する帰国留学生

派 遣 期 間： 7 日以上 10 日以内

支 援 内 容： 研究指導者の往復旅費、滞在費(1 日につき 16,000 円)、研究指導経費（指導者 1 名につき上限 100,000 円）

上記（1）（2）の事業の詳細は、<http://www.jasso.go.jp/exchange/follow.html> をご覧ください。

(3) Japan Alumni eNews

独立行政法人日本学生支援機構が実施している事業です。帰国外国人留学生に必要な情報を継続的に提供すること、独立行政法人日本学生支援機構の広報を積極的に行うこと、帰国外国人留学生との継続的な交流を促進していくことを目的としています。

対象者： 帰国外国人留学生（かつて日本に留学した方）、その関係者

配信日： 毎月 10 日配信

購読料： 無料

登 録： <http://www.jasso.go.jp/exchange/enews.html> をお願いします。

IV章 Q & A

Q 1 留学生から受け入れてほしいという申し出があったが、どうしたらよいでしょうか。

A 1 留学生から、受け入れてほしいという申し出があった場合、「1 国費外国人留学生として入学したい場合」と「2 私費外国人留学生として入学したい場合」のパターンに分けられます。特に、私費として入学する場合は、十分な経済力が必要です。

1 国費外国人留学生として入学したい場合

・学部レベル

各在外公館が募集する「国費外国人留学生(学部留学生)」に応募する必要があります。採用された場合には、まず東京外国語大学または大阪大学で1年間日本語教育を受けます。その後、金沢大学への入学を希望し、大学による選考を受け、合格すれば、学域生として入学が可能です。

・大学院レベル

<大使館推薦>

在外の日本国大使館・総領事館を通じて募集及び第1次選考(書類審査、筆記試験、面接)を行います。第1次選考後、文部科学省で選考委員会、受入希望大学との協議を経て、最終合格者を決定します。

入学希望大学に対する受入内諾等の依頼は、在外公館による第一次選考に合格した者のみが対象となります。受入開始時期は4月あるいは10月です。留学希望者は学習開始を希望する年の前年3月頃には大使館・領事館に対して問い合わせを行う必要があります。

なお、大使館推薦の研究留学生で日本語能力が十分でない学生については、留学生センターの日本語研修コースを6カ月間受講した後、希望する研究科の研究生として配属されます。その後、研究科の入試を受け、合格すれば正規生に進学します。

受入内諾書を希望する場合

「I章2.(3)国費留学生の受け入れに関する注意事項」を読んだ上、可否を判断願います。判断に必要な書類がない場合、それらの書類を電子メール等で送るように指示願います。

必要な添付書類：

在外公館による第一次選考合格証明書

所定の大学内諾書様式

在外公館への提出書類一式の写し

(申請書, 研究計画書, 出身大学の成績証明書等)

＜大学推薦＞

大学間あるいは部局間の交流協定を締結している海外の大学などから、大学の推薦によって留学生を受入れます。

募集は、入学を希望する前年の12月頃に、大学間交流協定を結んでいる機関には、国費留学生の担当係から、部局間交流協定を結んでいる機関には各部局を通して行われます。

大学から候補者を推薦し、文部科学省で選考委員会を経て、採用者が4～6月末頃に決定されます。受入れは10月のみです。受入後、通常はまず研究生として入学し、半年～1年の研究活動を行い、入学試験に合格すれば、修士課程・博士前期課程、博士課程・博士後期課程へ進学することになります。

2 私費外国人留学生として入学を希望する場合

・学部レベル

学域への入学を希望する人には、大学のホームページの入試情報を見るか、学生部入試課に問い合わせるよう指示願います。

＜担当＞ 学生部入試課 TEL 076-264-5178

<http://www.kanazawa-u.ac.jp/enter/admission/index.html>

・大学院レベル

各研究科において実施される試験を受験する必要があります。試験は年1又は2回、各研究科で個別に実施されます。通常は、試験の準備及び受験のために「研究生」として先に入学し、研究活動等を行うケースが多く、学力のみならず、入学が許可されるまで研究生として滞在する間をカバーする十分な経済力が必要であり、また受験に失敗して帰国を余儀なくさせられることもあり得ます。

試験の日程や受験する科目などの詳細については、大学のホームページの入試情報を見るか、各研究科の学務係まで問い合わせるよう指示願います。

★私費で入学した場合の奨学金については、「Ⅴ章 私費留学生のための奨学金案内」をご覧ください。

Q 2 留学生用の宿舎に入居できるかどうか外国人学生から問い合わせがあった。本学に入学すれば、宿舎は提供されますか。

A 2 残念ながら、本学の留学生数に比べて留学生用の宿舎数は十分ではなく、希望者全員が入居できない状況にあります。現状では新規渡日留学生を対象に、滞在

期間を渡日後1年以内と限定し、大学の宿舎を紹介しています。

その他の宿舎として、石川県留学生交流会館、学生寮などがあります。「Ⅱ 7. 宿舎について」を御参照ください。

Q 3 入学したいが奨学金はもらえるかとの問い合わせがあったが、どう答えたらよいでしょうか。

A 3 日本国政府文部科学省奨学金（国費）と民間奨学財団等が提供する奨学金があります。本学に入学と同時に奨学金を受給したい場合は、国費を紹介してください。

民間奨学財団等による奨学金で大学の推薦が必要な奨学金は、正規生として入学する前年度に金沢大学に在籍しているならば、申請できます。申請時期は、6月及び10月です。

直接応募の奨学金は、自由に応募できます。随時掲示等によりお知らせします。

○国費を受給する方法

国費奨学金受給者として日本の大学に入学する方法は、現地の日本国大使館を経由して申請する方法「大使館推薦」と、協定校などに所属している外国人学生が本学を通じて申請する方法「大学推薦」があります。大学推薦には、一般枠と国費留学生の優先配置を行う特別プログラムによる特別枠があります。これらは、いずれも本人が外国に在住している場合に申請可能で、本学に入学と同時に国費留学生として国費奨学金を受給できるものです。

他に、国費奨学金の「国内採用」があります。本学に在学している私費留学生が応募できるもので、6月に金沢大学私費外国人留学生奨学金候補者に申請した学生の中から、各部局推薦順位等に基づいて候補者が選ばれます。面接によって候補者の文部科学省推薦順位を決定し、文部科学省に推薦されます。翌年4月からの支給となります。しかしながら、採用される人数がきわめて少ないので、この奨学金を受給することを見込んで来日しないようご指導ください。

<採用実績>

大学推薦一般枠：3名程度

国内採用採用人数：1名程度

○民間奨学財団等が提供する奨学金を受給する方法

本学に入学する前に金沢大学を通じて申請できる民間奨学金はありません。もし、本学入学と同時に受給できる奨学金をさがしているようでしたら、自国政府の奨学金、自国内の民間団体等が提供する奨学金や外国からでも申請できる日本国内の民間団体等が提供する奨学金をさがすこととなります。

本学に入学後の場合は、6月又は10月に募集される金沢大学私費外国人留学生奨学金候補者に申請すると、大学に推薦依頼のある民間の奨学金に推薦され受

給決定になる可能性はあります。候補者には、留学生自身が直接申請を行うこととなりますが、直接申請できない場合は、指導教員が代理申請できます。申請方法等詳しいことは掲示されますので、掲示板を見るようにご指導願います。

金沢大学の推薦を通さずに留学生が直接応募できる民間奨学金もあります。この場合は、掲示により募集の案内をします。

Q 4 在学中の留学生が、アパートに住むこととなったので、連帯保証人になってほしいと依頼してきた。どうしたらよいでしょうか。

A 4 金沢大学では、留学生住宅総合補償加入している留学生に対して、機関保証を実施しています。申請書は、留学生が所属している学域・研究科の学務係にありますので、学務係で申請手続きをするようご指導願います。

<担当> 所属学域・研究科の学務係

Q 5 大学推薦国費留学生として入学した学生が、進学するにあたり、他大学への進学希望を伝えてきた。この場合、国費は引き続き支給されますか。

A 5 大学推薦国費留学生は、基本的に大学間交流協定に基づくなど、大学間で緊密な連携をとり、本人の希望や進路を見極めた上で推薦するため、受入大学で責任をもって指導することとなっていますので、他大学への進学・転学は認められておりません。したがって、渡日後、他大学への進学・転学をする場合は、国費の支給は停止されます。

Q 6 留学生が、日本語研修を受けたいといってきた。どうしたらよいですか。

A 6 本学の留学生・研究員・教職員であれば、誰でも受講できる総合日本語プログラムがありますので、下記をご参照ください。

<http://isc.ge.kanazawa-u.ac.jp/jp/program/IJC/index.html>

ただし、留学生の家族は、受講できませんので、石川国際交流ラウンジなどをご利用ください。

○石川国際交流ラウンジ

http://www.ifie.or.jp/japan/facilities/lounge/lounge_kouza.html

〒920-0962 金沢市広坂 1-8-10 TEL 076-221-9901 FAX 076-260-7057

【開館時間】 月曜～金曜日 9：00～17：00

土曜日 9：00～16：00

【閉館日】 日曜、祝日、12月29日～1月3日

※その他の日本語教室については、次のホームページで、見ることができます。

http://www.ifie.or.jp/japan/foreigners/j-class/nihon_home.html

Q 7 国費研究留学生で大学院の正規課程に在籍している者が、奨学金支給期間内に一定期間他国（母国も含め）で勉強したいと申し出てきました。学位は日本で取得したいのですが、どのように取扱えばよいですか。

A 7

- 1 国費外国人留学生に採用された者（特に大学推薦）は、日本国内で、かつ日本の大学等の指導教員のもとで教育・指導を受けるものであり、このような場合、国費の身分を辞退させるべきものと考えます。
- 2 しかし、論文の発表、共同研究等、大学が研究上必要と認めた場合、また、長期の野外調査（フィールドワーク）等指導教員が同行し、学位取得のために有益であると認めた場合で、かつ、標準年限内に学位取得が可能な場合には、文部科学省の了解のもとに必要な手続きを行い認められる場合があります。
- 3 自己の都合により他国へ出かけて帰国したため休学扱いとなる場合、奨学金は支給されませんが、日本の大学にもどった後はあらかじめ認められた期限の範囲内で、奨学金の支給が可能となります。

（出典：留学交流執務ハンドブック＝平成15年度＝）

Q 8 外国人留学生から、休学をしたいという申し出がありました。どのように取り扱えばよいでしょうか。

A 8

外国人留学生から休学の申請があった場合は、以下の点に留意し、取り扱うようお願いしています。（平成19年6月12日副学長通知）

- 1 休学する場合、その理由・状況によっては、復学後に在留期間の延長が認められない場合があること、復学した際、授業料免除の申請で不利になる場合があること、休学期間中は資格外活動ができないことなどのリスクがあります。このことを本人に説明するとともに、在留資格の変更等個別の状況を入国管理局へ確認するよう指導するものとします。
- 2 生活困窮を理由とする休学に係る在留手続き等の取扱いは、次のいずれかによるものとします。

（1）帰国する場合は、帰国の確認ができるような報告を指導教員又は、所属の学務係に行うものとします。

- (2) 引き続き、在留して就労を希望する場合は、該当する就労可能な在留資格へ変更の手続きを行い、そのことを確認できる書類を指導教員又は、所属の学務係に提示させるものとします。
- 3 生活困窮以外を理由とする休学（病気等入国管理局の取扱いによりあきらかにやむを得ないと認められているものを除く。）に係る在留手続き等の取扱いは、次のいずれかによるものとします。
- (1) 帰国する場合は、帰国の確認ができるような報告を指導教員又は、所属の学務係に行うものとします。
- (2) 引き続き、在留して就労を希望する場合は、該当する就労可能な在留資格へ変更の手続きを行い、そのことを確認できる書類を指導教員又は、所属の学務係に提示させるものとします。
- (3) 引き続き、留学ビザのまま在留する場合（入国管理局が認めた場合）は、居所を指導教員又は、所属の学務係へ報告するものとします。
- 4 第1項から第3項までを確認した上で、休学が認められる留学生に対して、改めて休学中の資格外活動を行わないよう指導するものとします。

以下は、法務省名古屋入国管理局金沢出張所に確認した内容です。

[質問1]

在留資格「留学」は、入国管理局から資格外活動許可を受けている場合に限り、在留資格に係る活動に支障がない範囲内でアルバイトをすることができるが、休学期間中の資格外活動許可について、取扱いの根拠となっているものは何か。

[回答1]

資格外活動は、受入れ機関である大学に在籍している間に行うものとして許可されている旨、資格外活動許可書に明記している。休学期間中は、入国管理局での取扱い上、受入れ機関に在籍しているとは認められない。したがって、休学期間中はアルバイトができない。

[質問2]

もし、休学期間中にアルバイトをした場合は、どのような措置がとられるか。

[回答2]

その内容等により、①退去強制 ②在留資格取消 ③在留期間延長不許可等の措置がとられる可能性がある。

Q 9 外国人留学生に事故等が生じた場合、どのように対処したらよいですか。

A 9

- 1 外国人留学生本人に事故、死亡等が生じた場合、大学等がどのように対処したかにより、本人又は遺族の日本に対する印象やその後の問題解決がスムーズにいくか否かが決まります。

- 2 留学生を取り巻く事件、事故についての問題解決は、通常、日本人学生が同様の場面に遭遇した場合、本人あるいは保護者の対応で済ませられることも、大学が仲立ちをしなければ解決できない場合が非常に多く、社会的にも大学に対する期待は大きいといえます。
- 3 事故、死亡等には、けが、交通事故など様々なケースがあり、さらに事故の場合には、軽傷・重傷により、その対応が違ってくると思いますので、まず該当留学生が所属する学務係まで第一報をお願いします。また、留学生担当教員にも相談し、必要に応じて、留学生センター相談部門にも相談した方がよいでしょう。
- 4 留学生本人が第三者に事故等で損害を与えた場合に備え、留学生に対し、旅行者保険、自動車、原付バイクを運転する場合は、自動車保険、バイク保険等何らかの保険に加入させておくことも大切です。
- 5 交通事故などの第三者の行為によってけがをしたときでも、国民健康保険で医療が受けられます。

本来は加害者が医療費を支払うことになりますが、やむを得ず保険証で治療を受けた場合は、「第三者行為による被害届」を金沢市役所医療保険課に提出してください。医療費は国民健康保険が一時立て替えます。

また、加害者から治療費を受け取ったり、示談をすませたりしてしまうと国民健康保険が使えなくなる可能性もありますので、示談を結ぶ前に必ず届出をお願いします。

【必要なもの】・保険証 ・はんこ ・事故証明書（後日でも可）

<担当>

金沢市医療保険課 医療費担当 076-220-2257

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22060/kokuho/hyo/kyufu.jsp>

- 6 不測の事態等により、緊急に資金が必要になった外国人留学生（在留資格「留学」以外の者も含む）に最高20万円を無利子で貸し付ける制度があります。詳しくは、該当留学生の所属学類・研究科の学務係までお問い合わせ願います。

Q10 科目等履修生として入学したい。どのように対処したらよいですか。

A10 科目等履修生を受け入れる場合、就業目的での滞在ではないかどうかをしっかりと確認する必要があります。入学後も、授業に出席しているかどうかしっかりと確認してください。

Q11 卒業後、日本で就職活動をしたい。どのように対処したらよいですか。

A11 留学生が本学の正規課程を卒業（修了）した後も、日本に残り、就職活動を継続して行う場合は、在留資格を「留学」から「短期滞在」に変更する必要がある。

あります。この申請が認められた場合、最大180日まで「短期滞在」での在留が可能になります。この就職活動のための「短期滞在」取得により、法律に定められた範囲で、資格外活動許可を得て、アルバイトをすることが認められ、また、再入国許可も申請できます。就職が決まれば、就労ビザへの切り替えが可能になります。

必要書類

- ・在留資格変更の申請書
- ・これまでの就職活動歴と内容を説明する書類
- ・卒業証明書
- ・成績証明書
- ・学長の推薦状
- ・費用支弁に関する書類（送金証明書や預金通帳の写しなど）
- ・在留カード
- ・パスポート
- ・手数料（後日）

<担当> 学類・研究科の学務係

Q 1 2 病気になったのですが、どのような援助がありますか。

A 1 2

- 1 入院などで医療費の一部負担金が高額になった場合、一旦は、一部負担金の全額を本人が支払わなければなりませんが、後日、国保から「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。

<担当> 金沢市医療保険課 医療費担当 076-220-2257

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22060/kokuho/hyo/kyufu.jsp>

- 2 不測の事態等により、緊急に資金が必要になった外国人留学生（在留資格「留学」以外の者も含む）に最高20万円を無利子で貸し付ける制度があります。詳しくは、該当留学生の所属学類・研究科の学務係までお問い合わせ願います。

V 章 私費留学生のための奨学金案内

1. 民間奨学金及び国費国内採用の申請について

私費外国人留学生が申請することができる民間奨学財団からの奨学金（民間奨学金）として、本学では2種類に分かれ、それぞれ申請の手続き方法が違います。

どちらの民間奨学金についても、詳しい情報は掲示板を通じて行います。掲示板をよくチェックし、情報を見逃さないようにしてください。

（1）大学から推薦する民間奨学金

1) 申請方法

日本の奨学金は4月に支給が開始され、翌年の3月まで支給が続くものがほとんどです。一方、奨学財団からの応募は前年の10月頃から始まります。よって、奨学金を受給したいと考える人は、年2回行われる「金沢大学私費外国人留学生奨学生候補者」の募集のときに必ず申請してください。この募集は、6月と10月に行われます。10月新規渡日以外の者は原則、6月に申請してください。この申請は、次年度の奨学金を受給するためのものです。この申請を逃すと、大学からの推薦を必要とする奨学金を受給する機会を逸してしまうことになります。そのほかには、直接応募の民間奨学金に申請することになります。申請のお知らせは、掲示で行われますので、申請期間内に学務係で申請を行ってください。

2) 選考方法

提出された申請書は「全学的選考基準」に基づいて、各部局にて順位付けがおこなわれ、国際機構長に推薦されます。国際推進会議において、「金沢大学私費外国人留学生奨学生候補者の選考方法等について」に基づき、それぞれの奨学財団の推薦依頼の条件を考慮しながら、上位者から選考されます。

奨学財団から必ず推薦依頼があるとは限りませんので、選考されたとしても必ずその奨学金に推薦されるとは限らないので注意してください。

（2）直接応募の民間奨学金（大学からの推薦を必要としない奨学金）

奨学財団の応募条件に一致していれば、誰でも申請することができます。

国際機構支援室留学生係では、奨学財団から奨学金の募集案内が来ると、各部局の掲示板に掲示の依頼をします。募集要項やパンフレットについては、各部局の学務係で配布を行います。また、奨学金の情報については、日本学生支援機構のホームページでも参照できます。

http://www.jasso.go.jp/study_j/scholarships.html

<申請スケジュール>

6月 第1回目の奨学生候補者募集

7月 奨学生候補者の国際委員会委員長への推薦

9月 国際委員会で候補者の選考

選考結果の部局への通知

1 0 月 第 2 回目の奨学生候補者募集

1 1 月 国費国内採用候補者の面接

次年度

4 月 下旬 学習奨励費候補者の部局への通知

5 月 下旬 石川県私費外国人留学生奨学金の部局への通知

2. 民間団体等奨学金一覧

(1) 大学から推薦される民間団体等奨学金一覧

○学部レベル

奨学金・奨学財団	申請条件	推薦締切日	採用決定通知	奨学金月	奨学期間
(公財) ロータリー 米山記念奨学会	3, 4 年 (医は 5, 6 年) 日本語で日常会話ができる者 1 カ国の占める割合 50% 以内 45 才未満 過去の受給者以外の者	10 月	1 ~ 2 月	10 万円	最長 2 年間
(公財) 平和中島財団	過去の受給者以外の者	10 月	3 月 中旬	10 万円	1 年間
(公財) 小林国際奨学財団	3 年生以上 (医学は 5 年生以上) アジア (国籍, 専攻, 男女が偏らない) 交流会に出席 日本語による意思伝達が可能である者 35 才以下	2 月	4 月	12 万円	在学課程最終年度まで
(財) 共立国際交流奨学財団	アジア (香港で英国籍はのぞく) 在籍残期間 2 年以上 財団主催の研修会に必ず参加できる者 (10 万円) 年 2 回現況報告書を必ず提出できる者 (6 万円)	1 月	3 月中旬	10 万円 6 万円	2 年間 (10 万円) 1 年間 (6 万円)
(公財) 佐川留学生奨学会	東南アジア諸国 フィリピン, インドネシア, シンガポール, マレーシア, タイ, ブルネイ, ベトナム, ミャンマー, ラオス, カンボジア 3 年次 (医学は 5 年次) 27 才未満 春季入学者のみ	4 月	5 月	10 万円	2 年間
日本学生支援機構学 習奨励費	前年度成績係数 2.0 以上 (3.0 満点)	5 月	6 月末	4.8 万円	1 年間
石川県私費外国人留 学生奨学金	入学 1 年未満又は翌年卒業 (修了) 見込	6 月	7 月	2 万円	1 年間

○大学院レベル

奨学金・奨学財団	申請条件	推薦締切日	採用決定通知	奨学金月額	奨学期間
国費外国人留学生 国内採用	特定国、特定専攻に偏らない 35才未満 直近2年間の成績係数 2.5 以上（3.0満点）	12月	2月	14.4万円／ 14.5万円 （修士／博士）	正規課程修了まで
（公財）ロータリー 米山記念奨学会	日本語で日常会話ができる者 1カ国の占める割合50%以内 修士課程1年、2年 博士課程2年、3年（医学は3年、4年） 45才未満 過去の受給者以外の者	10月	2月	14万円	最長2年間
（公財）平和中島財団	過去の受給者以外の者	10月	3月中旬	10万円	1年間
（公財）小林国際奨学財団	アジア（国籍、専攻、男女が偏らない） 交流会に出席 日本語による意思伝達が可能である者 35才以下	2月	4月	15万円	在学課程最終年度まで
（財）共立国際交流奨学財団	アジア（香港で英国籍はのぞく） 在籍残期間最低2年以上 財団主催の研修会に必ず参加できるもの	2月	3月中旬	10万円	2年間
（公財）佐川留学生奨学会	東南アジア諸国 フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ブルネイ、ヴェトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア 修士課程1年次、博士課程2年次（医は3年次） 35才未満 春季入学者のみ	4月	5月	10万円	2年間

奨学金・奨学財団	申請条件	推薦締切日	採用決定通知	奨学金月額	奨学期間
(公財) 旭硝子奨学会	修士課程 1 年 博士課程 1 年又は 2 年 タイ, インドネシア, 中国, 韓国	3 月	5 月下旬	1 0 万円	最長 2 年間
川嶋章司記念スカラシップ基金奨学助成金		1 2 月	3 月末	1 0 万円	2 年間
(公財) 日揮・実吉奨学会第二種給与奨学金	理工系	1 1 月	1 1 月	2 5 万円 (一括)	1 回
日本学生支援機構学習奨励費	前年度成績係数 2 . 3 以上 (3 . 0 満点)	5 月	6 月末	6 . 5 万円	1 年間
石川県私費外国人留学生奨学金	入学 1 年未満または翌年卒業 (修了) 見込み	6 月	7 月	2 万円	1 年間

(2) 直接応募する(大学からの推薦数が決まっていない)民間団体等奨学金一
覧

○学部レベル

奨学金・奨学財団	申請条件	推薦締切日	採用決定通知	奨学金月額	奨学期間
(財) アジア国際 交流奨学財団(川 口 静)	アジア 30才未満 TOPIJ上級Cレベル以上 (JLPT可)	12月	3月	6万円	1年間
(公財) 佐藤陽国 際奨学財団	バングラデシュ, ブータン, ブルネイ, カンボジア, イン ド, インドネシア, ラオス, マレーシア, モルジブ, ミャンマー, ネパール, パキスタン, フィリピン, シンガポール, スリランカ, タイ, 東ティモール, ベトナム 在籍残期間1年以上 交流会に必ず出席 勉学・研究に支障のない日本 語能力を有すること	1月 (春募集) 9月 (秋募集)	3月 (春募集) 10月 (秋募集)	12万円	2年間
(財) 橋谷奨学会	インドネシア 懇親会に参加できる者 インドネシア共和国大使館 に来日の報告をしている者 (領事館のみの届出は不可)	4月	5月	10万円	原則正規課程修 了まで
(財) 安田奨学財 団→P48へ	3年のみ 法学, 経済・経営, 商学	1月	3月	10万円	最長2年間
(公財) 三谷育英 会	30才未満	5月	6月	5.3万円	所定の終了年限が 満了するまで
(公財) 日本国際 教育支援協会 JEES奨学金・日能 奨学金	日本語能力試験N1で165点 以上の者。ただし, 中国・韓 国・台湾以外の国・地域を母 国とする者は, 135点以上と する。 日本語, 日本文学, 日本文化 等日本語指導者養成に密接 な分野を専攻する者 他の奨学金との併用可	5月	6月	5万円	最長2年間

○大学院レベル

奨学金・奨学財団	申請条件	推薦締切日	採用決定通知	奨学金月額	奨学期間
(公財) K D D I 外国人留学生助成	修士，博士課程 法律，政治，経済，社会，文化，技術の各分野で，情報通信またはこれと関連する事項を研究している者 35才以下	9月	2月	10万円	6ヶ月間または12ヶ月間
(公財) 交流協会	台湾 修士，博士課程 35才未満	10月	3月上旬	14.4万円/ 14.5万円 (修士・博士) 年額535,800円以内の授業料補助	最短修業年限
(公財) 本庄国際 奨学財団	博士35才未満 修士30才未満 修了後，母国において勤務 日本語の日常会話ができるもの	11月	3月中旬	20万円(1～2年間) 18万円(3年間) 15万円(4～5年間)	1～2年間，3年間， 4～5年間で選択 (学位取得までの最短修業年限)
(財) アジア国際 交流奨学財団(川口静)	アジア 35才未満 TOPIJ上級Cレベル以上 (JLPT可)	12月	3月	博士レベル 7万円 修士レベル 6万円	1年間
(公財) 佐藤陽国 際奨学財団	バングラデシュ，ブータン，ブルネイ，カンボジア，インド，インドネシア，ラオス，マレーシア，モルジブ，ミャンマー，ネパール，パキスタン，フィリピン，シンガポール，スリランカ，タイ，東ティモール，ベトナム 在籍残期間1年以上(博士課程除く) 交流会に必ず出席 勉学・研究に支障のない日本語能力を有する者	1月 (春募集) 9月 (秋募集)	3月 (春募集) 10月 (秋募集)	18万円	2年間

奨学金・奨学財団	申請条件	推薦締切日	採用決定通知	奨学金月額	奨学期間
(財) 橋谷奨学会	インドネシア 懇親会に参加できる者 インドネシア共和国大使館 に来日の報告をしている者 (領事館のみの届出は不可)	4月	5月	10万円	原則正規課程修了まで
(公財) 日本国際教育支援協会 ドコモ留学生奨学金	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、台湾、中国(香港、マカオ含む)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、東ティモール 同一国・地域から1名 修士課程1年 ア 通信技術、情報処理技術及びこれに関連する部門を専攻する者 イ 人文・社会科学等の部門を専攻する者で、研究手法に「通信や情報処理」が活用されると大学が認める者 大学院の授業等に適應できる日本語能力	5月	7月上旬	12万円	2年間
(公財) 三谷育英会	修士：30才未満 博士：35才未満	5月	6月	5.3万円	所定の終了年限が満了するまで
(公財) 日本国際教育支援協会 日本語専攻留学生奨学金 JEES 奨学金・日能奨学金	日本語能力試験N1で165点以上の者 ただし、中国・韓国・台湾以外の国・地域を母国とする者は、135点以上とする 日本語、日本文学、日本文化等日本語指導者養成に密接な分野を専攻する者 他の奨学金との併用可	4月	5月下旬	5万円	2年間

(公財) 岩谷直治 記念財団	東アジア・東南アジア自然 科学系 修士：30才未満 博士：35歳未満 例会に参加できる者	1 2 月	3月中旬	15万円	1年間
-------------------	--	-------	------	------	-----

教員のための留学生受入れの手引き（改訂版）

2 0 1 3

発行 2013 年 3 月

編集／発行 金沢大学留学生センター
金沢大学国際機構支援室留学生係

TEL 076-264-5294

FAX 076-234-4043

Email: ryukou@adm.kanazawa-u.ac.jp

所在地 〒920-1192 金沢市角間町

